

斐伊川水系中海支川域  
河川整備計画

【第1回変更】

本文（新旧対比表）

黒字 : 現行計画  
赤字 : 現行計画の変更箇所

旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

斐伊川水系  
中海支川域河川整備計画

平成18年5月

島根県

斐伊川水系中海支川域  
河川整備計画（素案）

【第1回変更】

令和5年9月

島根県

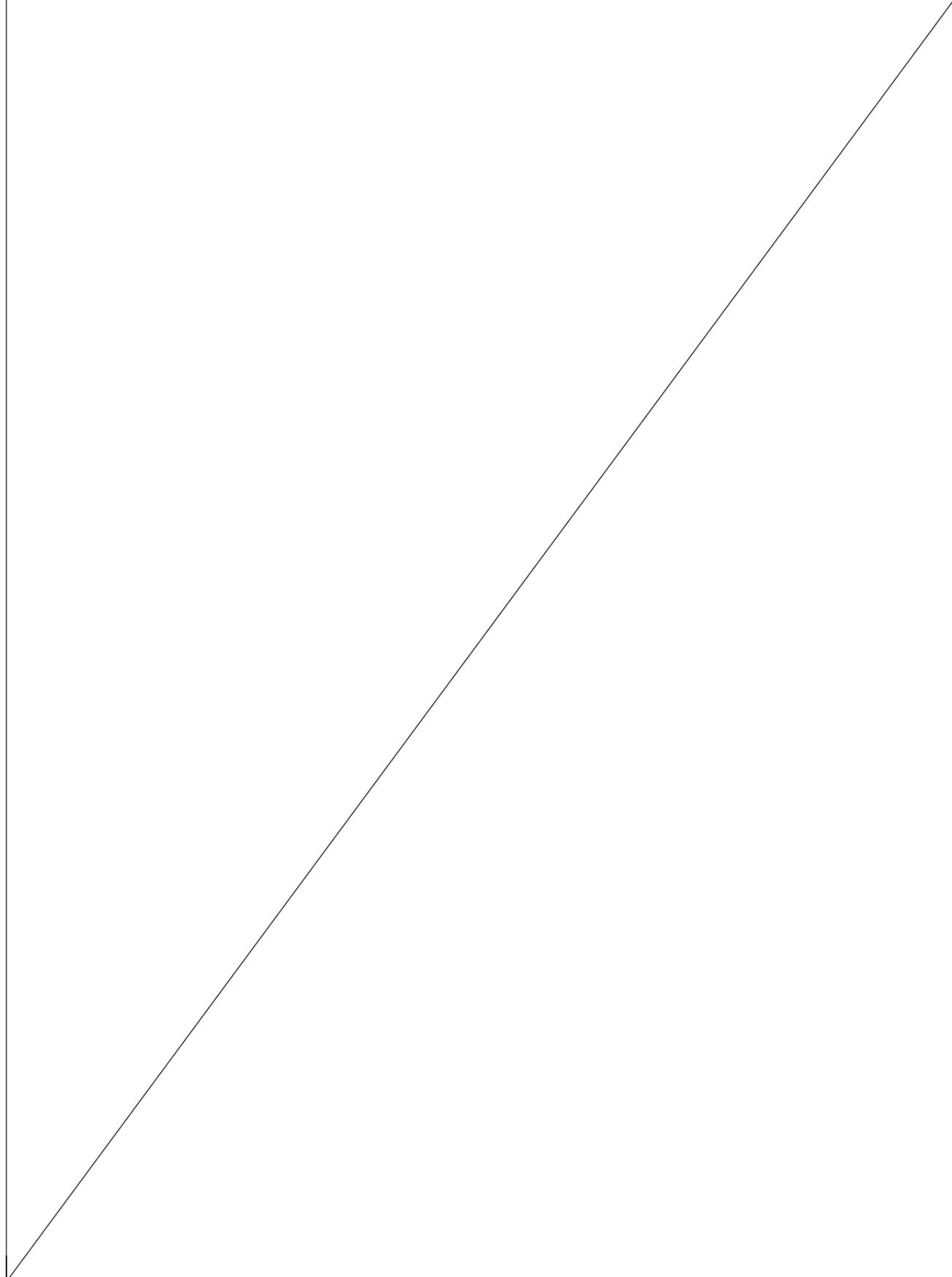
旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p>— 目 次 —</p> <p style="text-align: right;">ページ</p>	<p>— 目 次 —</p> <p style="text-align: right;">ページ</p>
<p>1. 流域と河川の概要 ..... 1</p> <p>  1.1 流域の概要 ..... 1</p> <p>  1.2 河川の現状 ..... 3</p> <p>    (1) 治水の現状 ..... 3</p> <p>    (2) 利水の現状 ..... 6</p> <p>    (3) 河川環境の現状 ..... 7</p> <p>2. 河川整備計画の目標に関する事項 ..... 10</p> <p>  2.1 河川整備計画の対象期間及び区間 ..... 10</p> <p>  2.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標 ..... 14</p> <p>  2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ..... 14</p> <p>  2.4 河川環境の整備と保全に関する目標 ..... 14</p> <p>3. 河川の整備の実施に関する事項 ..... 15</p> <p>  3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに     当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... 15</p> <p>    (1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所 ..... 15</p> <p>    (2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... 17</p> <p>      i) 飯梨川の河道改修 ..... 17</p> <p>      ii) 吉田川の河道改修 ..... 22</p> <p>      iii) 木戸川の河道改修 ..... 25</p> <p>      iv) 田頼川の河道改修 ..... 28</p> <p>  3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 31</p> <p>  3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項 ..... 33</p> <p>    (1) 河川にかかる調査・研究等の推進 ..... 33</p> <p>    (2) 河川情報の提供 ..... 33</p> <p>    (3) 地域や関係機関との連携 ..... 33</p>	<p>1. 流域と河川の概要 ..... 1</p> <p>2. 河川整備計画の対象期間及び区間 ..... 4</p> <p>  2.1 対象期間 ..... 4</p> <p>  2.2 対象区間 ..... 4</p> <p>3. 河川整備計画の目標に関する事項 ..... 6</p> <p>  3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 ..... 6</p> <p>    (1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革 ..... 6</p> <p>    (2) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標 ..... 10</p> <p>  3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ..... 11</p> <p>    (1) 過去の治水概要、水利用の状況 ..... 11</p> <p>    (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ..... 12</p> <p>  3.3 河川環境の整備と保全に関する事項 ..... 13</p> <p>    (1) 河川環境の現状と人々との関わり ..... 13</p> <p>    (2) 河川環境の整備と保全に関する目標 ..... 16</p> <p>4. 河川の整備の実施に関する事項 ..... 17</p> <p>  4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される     河川管理施設の機能の概要 ..... 17</p> <p>    (1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所 ..... 17</p> <p>    (2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... 20</p> <p>  4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 33</p> <p>    (1) 河道の維持管理 ..... 33</p> <p>    (2) 河川管理施設の維持管理 ..... 34</p> <p>    (3) 河川敷地の維持管理 ..... 35</p> <p>5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項 ..... 37</p> <p>  5.1 河川情報の提供 ..... 37</p> <p>  5.2 地域や関係機関との連携 ..... 38</p> <p>    (1) 流域治水協議会 ..... 38</p> <p>    (2) 河川愛護活動の支援 ..... 38</p> <p>    (3) 学識経験者等との連携 ..... 38</p> <p>    (4) 緊急時における対応 ..... 38</p> <p>    (5) 施設管理者や他機関との調整 ..... 39</p> <p>    (6) 地域が一体となった取り組み ..... 39</p>

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p><b>1. 流域と河川の概要</b></p> <p><b>1.1 流域の概要</b></p> <p>斐伊川は、その源を仁多郡横田町の船通山に発し、途中、三刀屋川等の多くの支川を合わせながら北に流れ、山間部を抜けて下流に広がる巖川平野を東に貫流し、宍道湖、中海の2つの大湖を経て日本海へ注ぐ、流域面積 2,070km<sup>2</sup>、本川河川延長 153km の一級河川で、その関連市町村は、島根県側 4 市 15 町 2 村、鳥取県側 2 市の合計 6 市 15 町 2 村に及んでいます。</p> <p>斐伊川流域は、宍道湖に流入するまでの本川流域と直接湖へ注ぐ宍道湖流域、中海流域及び宍道湖と中海を結ぶ大橋川流域の 4 つに大別されます。</p> <p>斐伊川水系中海支川域は中海流域のうち島根県管理河川の流域です。この流域は、松江市、安来市、八束郡東出雲町、八束郡八雲村の 2 市 1 町 1 村にまたがります。また、飯梨川をはじめ 55 の河川から構成され、総流域面積は 471km<sup>2</sup>、幹川流路延長は約 240km となっています。</p> <p>中海支川域の河川の特徴としては、飯梨川、伯太川といった山地を源にする河川は河川延長に比べて高低差が大きい、比較的急勾配を呈しており、山地を下り、扇状地性低地を形成しながら、上～中流部で大小の支川を合わせ中海へ流下しています。一方、木戸川や田頼川といったその他の河川については、丘陵地を源にし、緩勾配を呈しており、幾つかの支川を合わせ中海へ流下しています。また、中海の北部に位置する本庄川他 3 河川は、島根半島の枕木山を源にし、比較的急勾配を呈して中海へ流下しています。これら中海支川域のほとんどの河川は掘込河道の割合が多くなっています。</p> <p>飯梨川および伯太川の上流部から中流部や他河川の上流部は、古生代の花崗岩類で形成された小起伏山地を流下し、河道沿いは風化した花崗岩が堆積して扇状地性低地を形成しています。上流部は、コナラ群落、シイ・カシ萌芽林やコバノミツバツツジ・アカマツ群集といった代償植生が広く分布しています。河床には砂や小石又は岩が見られ、オオサンショウウオ、アカザ、タカハヤ、ヤマメなどが生息しています。また、河畔にはキセキレイ、セグロセキレイ、ヤマセミなどが見られます。中流部は上流部同様、代償植生と植林が広く分布し、川沿いには水田が広がる中、モウソウチク・マダケ・ハチク林が点在しています。河道内にはヨシやツルヨシが生育し、オイカワ、カワムツ、ウグイ、アユ、シマドジョウなどが生息しています。また、カワセミやダイサギなどが飛来します。下流部は風化花崗岩の堆積による扇状地性低地や三角州性低地が広がり、主に水田として利用され、穀倉地帯を形成しています。河床は砂や小石などが見られ、ヨシ類が多く生育し、カワヤツメ、ウグイ、アユ、メダカなどが生息しています。河口部は感潮区間であり、マハゼ、ボラ、クサフグ等の汽水性の魚類が確認されています。また、カモ類、シギ類、チドリ類、コハクチョウなどの渡り鳥が飛来します。</p> <p>また、意宇川をはじめとする南東部の流域は、古生代の花崗岩類で構成され、林相においては、コナラ群落、シイ・カシ萌芽林といった代償植生が広く分布しています。河道内には、ヨシやツルヨシが生育し、オイカワ、カワムツ、ウグイなどが生息しています。</p>	<p><b>1. 流域と河川の概要</b></p> <p>斐伊川は、その源を島根県仁多郡奥出雲町の船通山（標高 1,143m）に発し、起伏が緩やかな中国山地を下り、横田盆地を緩やかに流れた後、山間峡谷部を急流になって下り、途中三刀屋川等の多くの支川を合わせながら北に流れ、山間部を抜けて出雲市大津町上来原地点で斐伊川放水路として神戸川へ洪水を分派した後、下流に広がる出雲平野を東に貫流し、宍道湖、大橋川、中海、境水道を経て日本海に注ぐ幹線流路延長 153km、流域面積 2,540km<sup>2</sup> の一級河川で、その関連市町は、島根県側 5 市 2 町、鳥取県側 2 市の合計 7 市 2 町に及んでいます。斐伊川流域は、宍道湖に流入するまでの本川流域と神戸川流域、直接宍道湖へ注ぐ宍道湖流域、中海流域及び宍道湖と中海を結ぶ大橋川流域の 5 つに大別されます。</p> <p>本河川整備計画の策定対象範囲である斐伊川水系中海支川域は、飯梨川をはじめ中海に流入する 55 の島根県管理河川から構成され、総流域面積は 471km<sup>2</sup>、幹川流路延長は約 240km であり、関係市は松江市と安来市の 2 市になります。</p> <p><b>（地形・地質）</b></p> <p>中海支川域の河川の特徴としては、飯梨川、伯太川といった山地を源にする河川は河川延長に比べて高低差が大きい、比較的急勾配を呈しており、山地を下り、扇状地性低地を形成しながら、上～中流部で大小の支川を合わせ中海へ流下しています。一方、木戸川や田頼川といったその他の河川については、丘陵地を源にし、緩勾配を呈しており、いくつかの支川を合わせ中海へ流下しています。また、中海の北部に位置する本庄川他 3 河川は、島根半島の枕木山を源にし、比較的急勾配を呈して中海へ流下しています。これら中海支川域のほとんどの河川は掘込河道の割合が多くなっています。</p> <p>飯梨川及び伯太川の上流部から中流部や他河川の上流部は、古生代の花崗岩類で形成された小起伏山地を流下し、河道沿いは風化した花崗岩が堆積して扇状地性低地を形成しています。下流部は風化花崗岩の堆積による扇状地性低地や三角州性低地が広がり、主に水田として利用され、穀倉地帯を形成しています。</p> <p>また、意宇川をはじめとする南西部の流域は、古生代の花崗岩類で構成されています。中海北部の本庄川流域は、新第三紀安山岩及び川合・久利層の流紋岩類、頁岩で構成され、河道沿いは扇状地性低地を形成しています。</p> <p><b>（気 候）</b></p> <p>中海支川域の気候は、年降水量が約 1,800mm 程度であり、梅雨時期の 6～7 月と台風時期の 9 月に降水量が多くなります。月別気温は約 5～27℃で寒暖差が大きくなっています。</p> <p><b>（自然環境）</b></p> <p>上流部は、コナラ群落、シイ・カシ二次林やアカマツ群落といった代償植生が広く分布しています。河床には砂礫や岩が見られ、オオサンショウウオ、アカザ、タカハヤ、カワヨシノボリなどが生息しています。また、河畔にはキセキレイ、オオルリ、ヤマセミなどが見られます。中流部は上流部同様、代償植生とスギ・ヒノキ植林が広く分布し、川沿いには水田が広がるなか、竹林が点在しています。河道内にはヨシやツルヨシ、セイタカヨシが生育し、オイカワ、カワムツ、ウグイ、カマツカ、ドンコなどが生息しています。また、カワセミやダイサギなど</p>

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p>中海北部の本庄川流域においては、新第三紀安山岩及び川合-久利層の流紋岩類、頁岩で構成され、河道沿いは扇状地性低地を形成しています。林相は、枕木山頂一帯にはアカガシ、スダジイの高木ほか照葉樹林が生育し、ヒメハルゼミ、エゾゼミ、ルリボシヤンマなどが生息しています。河道内にはヨシ類が生育し、河床には小石又は岩が見られ、カワムツ、ヤリタナゴ、ドンコ等が生息しています。</p> <p>飯梨川や伯太川流域における、中・近世の豪族尼子氏を支えた「たたら製鉄」の操業による玉鋼の生産は江戸時代、松江藩の経済基盤の重要な役割を担っていました。これらの生産遺跡が同流域には多く、歴史的風土を形成しています。古くから鉄の積出港として栄えてきた安来市は、「ハガネの町」として発展し工場生産される高級金属製品及び電子・情報部品は、高い評価を得て世界先端の技術力を誇っています。また、八東郡東出雲町では、農業機械の製造工場が多くあり、西日本で多くのシェアを占めています。</p> <p>中海支川域の河川の水質観測は飯梨川などで行われています。近年 5 か年の能義大橋下流地点の BOD75%値は 1 mg/l 以下で推移しており、概ね良好な水質となっています。</p> <p>河川の水利用については、飯梨川で布部ダム、山佐ダムによる取水のほか、主に揚水機、かんがい堰により取水し農業用水、水道用水、工業用水および発電用水として利用されています。水道用水については、布部ダムおよび山佐ダムにより松江市、安来市、八東郡東出雲町および八東郡八東町に給水されています。平成 6 年、平成 12 年、平成 14 年の夏期においては水不足にみまわれ、給水調整が行われています。特に平成 6 年の水不足は深刻で、都市用水は最大 20%カットされました。</p> <p>河川の利用状況については、山佐ダムの貯水池周辺がキャンプ場として利用されています。飯梨川中流の月山周辺は、周辺地域の整備にあわせて、「ラブリバー区間」の認定を受け、自然の石を使って川岸や水際を整備しており、人々の憩いの場となっています。</p> <p>また、安来市伯太町井尻小学校前の伯太川を水辺の楽校に登録・整備し、子供たちと自然のふれあい、学習の場として利用されています。</p> <p>中海支川域の文化としては、古代出雲の世界をいまに伝える能義社や教皇寺跡をはじめ多くの遺跡が認められ、伝統芸能として「出雲国風土記」にある比売崎の伝承による月の輪神事などの風流や、全国的に有名な「安来節どじょうすくい」があります。また、大阪の天神祭、広島宮島管弦祭と並び、三大船神事の一つとされる「ホーランエンヤ」が行われています。意宇川流域は、出雲一の宮とされる熊野大社や出雲国庁跡、国分寺跡が存在し、かつて古代出雲地方の政治・文化の中心として栄えたところです。</p> <p>また、支川流域には、赤江のお田植神事や田ばやしをはじめ、埋め墓と詣り墓の異なる両墓制による祖霊信仰などの民俗文化もみられます。</p>	<p>が飛来します。下流部は能義平野の水田地帯を緩やかに流れ、河床は砂泥や砂礫が主体となり、ヨシ類やオギなどが生育し、スナヤツメ、フナ類、サンインコガタスジシマドジョウ、ミナミメダカ、キイロサナエなどが生息しています。河口部は感潮区間であり、マハゼ、ボラ、クサフグなどの汽水性の魚類が確認されています。また、ガンカモ類、シギ・チドリ類、コハクチョウなどの渡り鳥が飛来します。</p> <p>また、意宇川をはじめとする南西部の流域は、コナラ群落、アカマツ群落といった代償植生が広く分布しています。河道内には、ヨシやツルヨシが生育し、オイカワ、カワムツ、カワヨシノボリなどが生息しています。上流域ではルリボシヤンマやムカシトンボなども確認されています。</p> <p>中海北部の本庄川流域は、枕木山頂一帯にはアカガシ、スダジイの高木を含む照葉樹林が分布し、ヒメハルゼミ、エゾゼミなどが確認されています。河道内にはヨシ類が生育し、河床には小石又は岩が見られ、カワムツ、ドジョウ、ドンコ等が生息しています。</p> <p><b>（人口・産業）</b></p> <p>中海支川域関係市の人口は、松江市東出雲町では増加傾向にありますが、その他の地域では減少傾向にあり、特に安来市域において顕著です。一方、世帯数については松江市東出雲町や松江旧市域では増加傾向がみられますが、その他の地域は概ね横ばい傾向を示しています。</p> <p>飯梨川や伯太川流域における、中・近世の豪族尼子氏を支えた「たたら製鉄」の操業による玉鋼の生産は、江戸時代には松江藩の経済基盤の重要な役割を担っていました。これらの生産遺跡が同流域には多く、歴史的風土を形成しています。古くから鉄の積出港として栄えてきた安来市は「ハガネの町」として発展し、工場生産される高級金属製品及び電子・情報部品は、高い評価を得て世界先端の技術力を誇っています。また、松江市東出雲町では、農業機械の製造工場が多くあり、西日本で多くのシェアを占めています。</p> <p><b>（歴史・文化）</b></p> <p>中海支川域の文化としては、古代出雲の世界を今に伝える能義社や教皇寺跡をはじめ多くの遺跡が認められ、伝統芸能として「出雲国風土記」にある比売崎の伝承による月の輪神事などの風流や、全国的に有名な「安来節どじょうすくい」があります。また、大阪の天神祭、広島宮島管弦祭と並び、三大船神事の一つとされる「ホーランエンヤ」が行われています。意宇川流域は、出雲一の宮とされる熊野大社や出雲国庁跡、国分寺跡が存在し、かつて古代出雲地方の政治・文化の中心として栄えたところです。</p> <p>その他、中海支川域には、赤江のお田植神事や田ばやしをはじめ、埋め墓と詣り墓の異なる両墓制による祖霊信仰などの民俗文化もみられます。</p> <p><b>（土地利用）</b></p> <p>中海支川域はほとんどが森林地域であり、農用地区域は飯梨川下流部や意宇川下流部の河川沿いに広がります。市街地は伯太川や意宇川等の河口部に見られ、能義平野を含む中海周辺や飯梨川中流付近は都市計画区域に指定されています。</p>

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
	<p><b>（河川の特徴）</b></p> <p>中海支川域の河川の水質観測は飯梨川などで行われています。河川の有機汚濁の総合的な指標として活用されている BOD について、近年は河川 A 類型相当（2.0mg/l 以下）で推移しており、概ね良好な水質となっています。</p> <p>河川の水利用については、飯梨川の布部ダム、山佐ダムのほか、各河川において主に揚水機、かんがい堰により取水し、農業用水、水道用水、工業用水及び発電用水として利用されています。このうち水道用水については、布部ダム及び山佐ダムにより松江市、安来市に給水されています。平成 6 年、平成 12 年、平成 14 年の夏期においては水不足にみまわれ、給水調整が行われています。特に平成 6 年の水不足は深刻で、都市用水が最大 20%カットされました。</p> <p>河川の利用状況については、山佐ダムの貯水池周辺がキャンプ場として利用されています。飯梨川中流の国指定史跡・月山富田城跡付近は、周辺地域の整備にあわせて「ラブリバー区間」の認定を受け、自然の石を使って川岸や水際を整備しており、人々の憩いの場となっています。また、安来市伯太町の井尻小学校前の伯太川や安来市下流市街地を流れる木戸川は水辺の楽校に登録・整備し、子供たちと自然のふれあい、学習の場として利用されています。そのほか、飯梨川の「飯梨川探検」、吉田川の「吉田ほたる祭」、西の谷川の「オオサンショウウオ生息調査・観察会」、意宇川の「八雲ゆう遊こいのぼり」など、地域住民による河川空間を利用した各種イベント等も開催されています。</p>

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成 18 年 5 月認可）		新（第 1 回変更）	
<p>2. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>2.1 河川整備計画の対象期間及び区間</p> <p>(1) 対象期間 中海支川域河川整備計画における、河川整備の対象期間は概ね 30 年間です。</p> <p>(2) 対象区間 斐伊川水系中海支川域河川整備計画における対象区間は表-2.1.1 に示した法河川の全ての区間です。</p>		<p>2. 河川整備計画の対象期間及び区間</p> <p>2.1 対象期間 斐伊川水系中海支川域河川整備計画における河川整備の対象期間は概ね 30 年間です。</p> <p>2.2 対象区間 斐伊川水系中海支川域河川整備計画における対象区間は表 2.2-1 に示す法河川の全ての区間です。</p>	
<p>表-2.1.1(1) 対象区間一覧</p>		<p>表 2.2-1 対象区間一覧</p>	
河川名	対象区間	河川名	対象区間
	上流端		下流端
御茶屋川	(左岸) 安来市吉佐町字長廻 650 番地先 (右岸) 安来市吉佐町字長廻 650 番地先	西の谷川	飯梨川合流点から 1.90km
木戸川	(左岸) 安来市早田町字橋本 93 番地先 (右岸) 安来市早田町字家尻 165 番地先	樋の廻川	飯梨川合流点から 0.52km
万歳川	(左岸) 安来市九重町字転労座 589 番地先 (右岸) 安来市九重町字前田 453 番の 3 地先	東比田川	飯梨川合流点から 7.50km
伯太川	(左岸) 伯太町大字草野字カケノ前 85 番の 2 地先 (右岸) 伯太町大字草野字荒神堀 83 番地先	木呂畑川	飯梨川合流点から 4.50km
安田川	(左岸) 伯太町大字安田関字西ノ先 203 番の 1 地先 (右岸) 伯太町大字安田関字亀造 101 番地先	福留川	飯梨川合流点から 2.50km
蛇喰川	(左岸) 伯太町大字東母里字オケ峠 1643 番地先 (右岸) 伯太町大字東母里字オケ峠 1436 番地先	市原川	飯梨川合流点から 1.30km
卯月川	(左岸) 伯太町大字西母里字卯月 699 番の 2 地先 (右岸) 伯太町大字西母里字卯月 460 番地先	黒田川	飯梨川合流点から 0.90km
三坂川	(左岸) 伯太町大字井尻字才の神 1359 番地先 (右岸) 伯太町大字井尻字才の神 1135 番地先	田頼川	斐伊川合流点から 7.50km
大平川	(左岸) 伯太町大字井尻字塩焚 318 番地先 (右岸) 伯太町大字井尻字塩焚 301 番地先	赤川	田頼川合流点から 2.00km
福富川	(左岸) 伯太町大字須山福留字塩坪 195 番地先 (右岸) 伯太町大字須山福留字久根谷尻 271 番地先	津田平川	田頼川合流点から 0.80km
清水掻川	(左岸) 伯太町大字横屋字敷原 1615 番地先 (右岸) 伯太町大字横屋字大成 658 番の 1 地先	赤砂川	田頼川合流点から 1.30km
大谷川	(左岸) 伯太町大字峠之内字大谷 488 番の 1 地先 (右岸) 伯太町大字峠之内字大谷 488 番地先	久白川	斐伊川合流点から 1.20km
小竹川	(左岸) 伯太町大字上小竹字役目屋敷 5 番地先 (右岸) 伯太町大字上小竹字役目屋敷 1018 番地先	白白川	斐伊川合流点から 1.20km
久野谷川	(左岸) 伯太町大字下小竹字門口下 804 番地先 (右岸) 伯太町大字下小竹字サアマ岩 802 番地先	羽入川	斐伊川合流点から 2.00km
吉田川	(左岸) 安来市上吉田町字竹ノ下 1054 番の 4 地先 (右岸) 安来市上吉田町字堂ノ前 1044 番の 1 地先	意東川	斐伊川合流点から 4.91km
道尻川	(左岸) 安来市利弘町字塚田 290 番地先 (右岸) 安来市利弘町字林谷 288 番の 6 地先	市の原川	斐伊川合流点から 2.50km
庇川	(左岸) 伯太町大字西母里字西市 1605 番の 4 地先 (右岸) 伯太町大字西母里字西市 1593 番の 5 地先	意宇川	斐伊川合流点から 11.50km
		八幡川	意宇川合流点から 1.10km
		須田川	意宇川合流点から 2.80km
		東岩坂川	意宇川合流点から 5.33km
		川原川	東岩坂川合流点から 1.20km
		桑並川	意宇川合流点から 5.75km
		平原川	意宇川合流点から 2.00km
		南川	斐伊川合流点から 2.00km
		本庄川	斐伊川合流点から 2.75km
		枕木川	斐伊川合流点から 1.00km
		長海川	斐伊川合流点から 2.00km

対象区間位置を図 2.2-1 に示します。

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

表-2.1.1(2) 対象区間一覧

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
飯梨川	(左岸) 広瀬町大字比田字鉦床 1059 番地先 (右岸) 広瀬町大字比田字鉦床 1141 番の 3 地先	斐伊川（中海）への合流点
新宮川	(左岸) 広瀬町大字富田字萬田尻 229 番地 (右岸) 広瀬町大字富田字山神田 169 番地先	飯梨川への合流点
後谷川	(左岸) 広瀬町大字富田字猿屋敷 122 番の 1 地先 (右岸) 広瀬町大字富田字猿屋敷川向 131 番の 1 地先	新宮川への合流点
塩谷川	(左岸) 広瀬町大字富田字長松谷 2463 番地先 (右岸) 広瀬町大字富田字荻山谷下口 2451 番地先	飯梨川への合流点
祖父谷川	(左岸) 広瀬町大字祖父谷字岩坪尻 1364 番地先の岩坪橋 (右岸) 広瀬町大字祖父谷字岩坪尻 1364 番地先の岩坪橋	飯梨川への合流点
山佐川	(左岸) 広瀬町大字奥田原字山口コブ山上ノ切 899 番地の内 1 地先 (右岸) 広瀬町大字奥田原字山口鍛冶屋床 947 番の内 1 地先	飯梨川への合流点
蕪谷川	(左岸) 広瀬町下山佐字カツラ板 3156 番地先 (右岸) 広瀬町下山佐字ホホツキ谷 2951 番の 4 地先	山佐川への合流点
奥谷川	(左岸) 広瀬町大字下山佐字大谷 2130 番地先 (右岸) 広瀬町大字下山佐字大谷 2161 番地先	山佐川への合流点
高木川	(左岸) 広瀬町大字上山佐字砂子堀 1333 番地先の砂子堀橋 (右岸) 広瀬町大字上山佐字砂子堀 1333 番地先の砂子堀橋	山佐川への合流点
須谷川	(左岸) 広瀬町下山佐字須谷 2617 番の 1 地先 (右岸) 広瀬町下山佐字須谷 2612 番地先	飯梨川への合流点
宇波川	(左岸) 広瀬町宇波字雲場尻 1103 番地先の塩滝橋 (右岸) 広瀬町宇波字雲場尻 1103 番地先の塩滝橋	飯梨川への合流点
西の谷川	(左岸) 広瀬町布部字丸山尻川添 1376 番地先 (右岸) 広瀬町布部字次四郎原 1462 番地先	飯梨川への合流点
樋の廻川	(左岸) 広瀬町布部字柏原 2792 番地先 (右岸) 広瀬町布部字西中山西平 2793 番の 85 地先	飯梨川への合流点
東比田川	(左岸) 広瀬町大字東比田字松本堂の谷尻 468 番地先 (右岸) 広瀬町大字東比田字松本下向谷尻 503 番地先	飯梨川への合流点
末宮畑川	(左岸) 広瀬町大字西比田字ナメラ谷上 2233 番地先 (右岸) 広瀬町大字西比田字茅谷大島谷 291 番の 1 地先	飯梨川への合流点
福留川	(左岸) 広瀬町大字西比田字新屋田 1267 番地先 (右岸) 広瀬町大字西比田字石田 1130 番地先	飯梨川への合流点
市原川	(左岸) 広瀬町西比田字長字根原 1090 番地先 (右岸) 広瀬町西比田字篠ヶ原 2777 番の内第 1 地先	飯梨川への合流点
黒田川	(左岸) 広瀬町西比田字宮本家ノ前 130 番地先 (右岸) 広瀬町西比田字川原田 375 番地先	飯梨川への合流点
田頼川	(左岸) 安来市植田町 636 番の 2 地先の神庭落合橋 (右岸) 安来市植田町 636 番の 2 地先の神庭落合橋	斐伊川（中海）への合流点
赤川	(左岸) 田頼川からの分派点 (右岸) 田頼川からの分派点	田頼川への合流点
津田平川	(左岸) 安来市中津町字川西 548 番の 1 地先の津田平川 3 号橋 (右岸) 安来市中津町字川西 548 番の 1 地先の津田平川 3 号橋	田頼川への合流点

※一覧表 1 ページに集約  
(付属資料に同表掲載あり)

旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

表-2.1.1(3) 対象区間一覧

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
赤砂川	(左岸) 安来市西松井町字早田 161 番の 2 地先 (右岸) 安来市西松井町字狭井山 140 番の 1 地先	田頼川への合流点
久白川	(左岸) 安来市久白町字沢 415 番の 3 地先の沢田橋 (右岸) 安来市久白町字沢 415 番の 3 地先の沢田橋	斐伊川（中海）への合流点
白白川	(左岸) 安来市日白町江ノ尻 134 番の 1 地先 (右岸) 安来市日白町字山崎 133 番の 1 地先	斐伊川（中海）への合流点
羽入川	(左岸) 東出雲町大字下意東字大根卸 2501 番地先 (右岸) 東出雲町大字下意東字柏木平 2469 番の 1 地先	斐伊川（中海）への合流点
意東川	(左岸) 京羅木川の合流点 (右岸) 京羅木川の合流点	斐伊川（中海）への合流点
市の原川	(左岸) 東出雲町大字揖屋町字平床 1576 番の続 1 地先の市の原橋 (右岸) 東出雲町大字揖屋町字平床 1576 番の続 1 地先の市の原橋	斐伊川（中海）への合流点
意字川	(左岸) 八雲村大字熊野字才のたわ 1371 番の 3 地先の県道大東東出雲線暗渠 (右岸) 八雲村大字熊野字才のたわ 1371 番の 3 地先の県道大東東出雲線暗渠	斐伊川（中海）への合流点
八幡川	(左岸) 松江市八幡町字的場 273 番地先 (右岸) 松江市八幡町字休免 25 番地先	意字川への合流点
須田川	(左岸) 東出雲町大字須田字荒石 963 番の 2 地先の荒石橋 (右岸) 東出雲町大字須田字荒石 963 番の 2 地先の荒石橋	意字川への合流点
東岩坂川	(左岸) 藤原川の合流点 (右岸) 藤原川の合流点	意字川への合流点
川原川	(左岸) 八雲村大字東岩坂字鑓溝 1033 番地先 (右岸) 八雲村大字東岩坂字下川原 1009 番地先	東岩坂川への合流点
桑並川	(左岸) 八雲村大字西岩坂字坂根向 2376 番地先 (右岸) 八雲村大字西岩坂字坂根 2371 番の 1 地先	意字川への合流点
平原川	(左岸) 八雲村大字平原字下山 253 番内の 1 地先 (右岸) 八雲村大字平原字総領面 240 番続の 1 地先	意字川への合流点
南川	(左岸) 松江市本庄町字八反坪 1930 番の 1 地先 (右岸) 松江市本庄町字八反坪 1930 番の 2 地先	斐伊川（中海）への合流点
本庄川	(左岸) 松江市上本庄町字乗越 2336 番地先 (右岸) 松江市上本庄町字乗越 2336 番地先	斐伊川（中海）への合流点
枕木川	(左岸) 松江市邑生町字稲葉作 359 番地先 (右岸) 松江市邑生町字溝狭 276 番地先	斐伊川（中海）への合流点
長海川	(左岸) 松江市枕木町字柿田 48 番地先 (右岸) 松江市枕木町字堂前 55 番地先	斐伊川（中海）への合流点

※対象区間の地先については、県報告書に記載される地先を記載しています。

対象区間位置を図-2.1.1 に示します。

旧（平成18年5月認可）

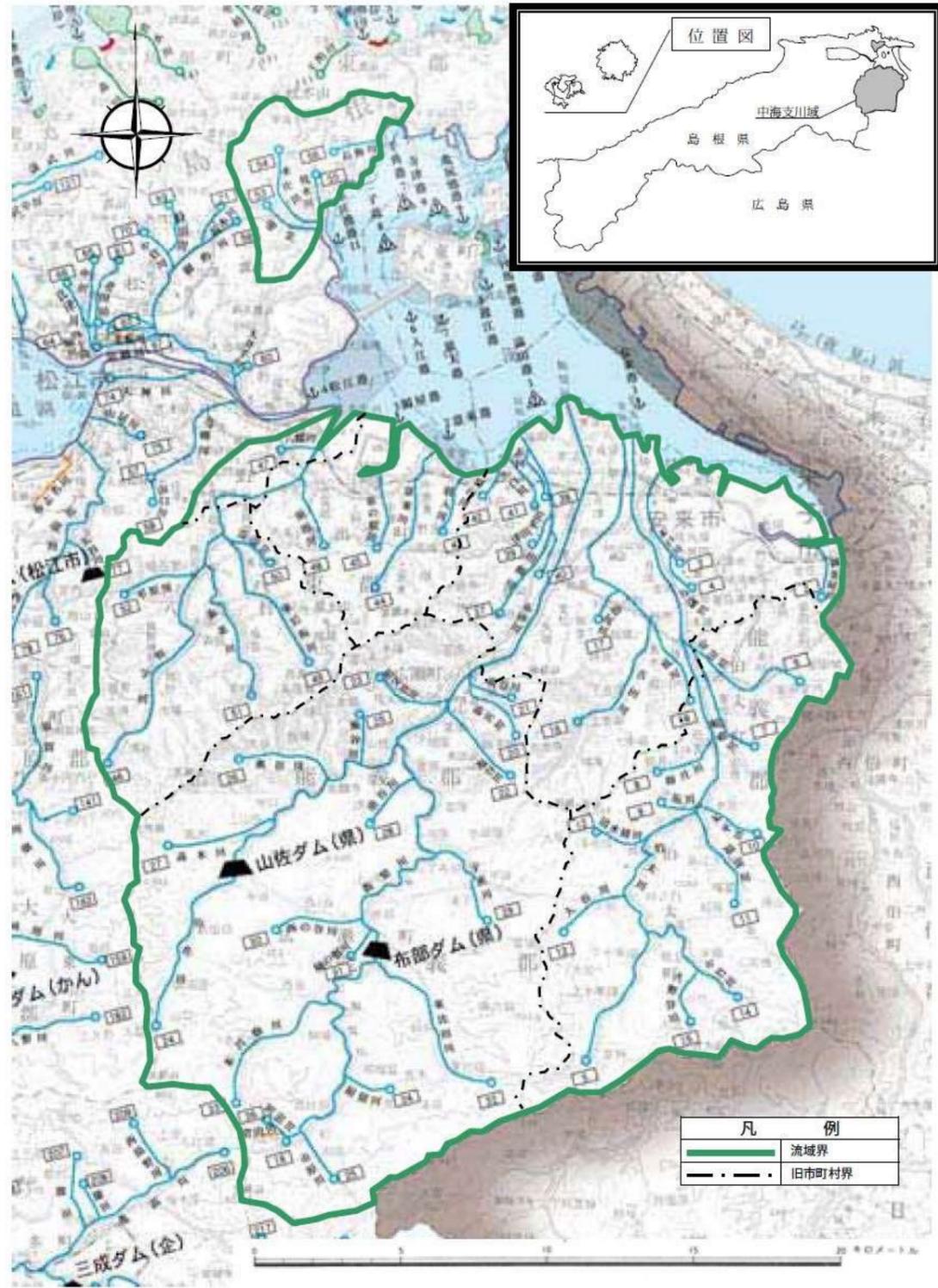


図-2.1.1 対象区間位置図

（※市町村界は、2004.10.1安来市合併前の行政区界を記載しております。）

新（第1回変更）

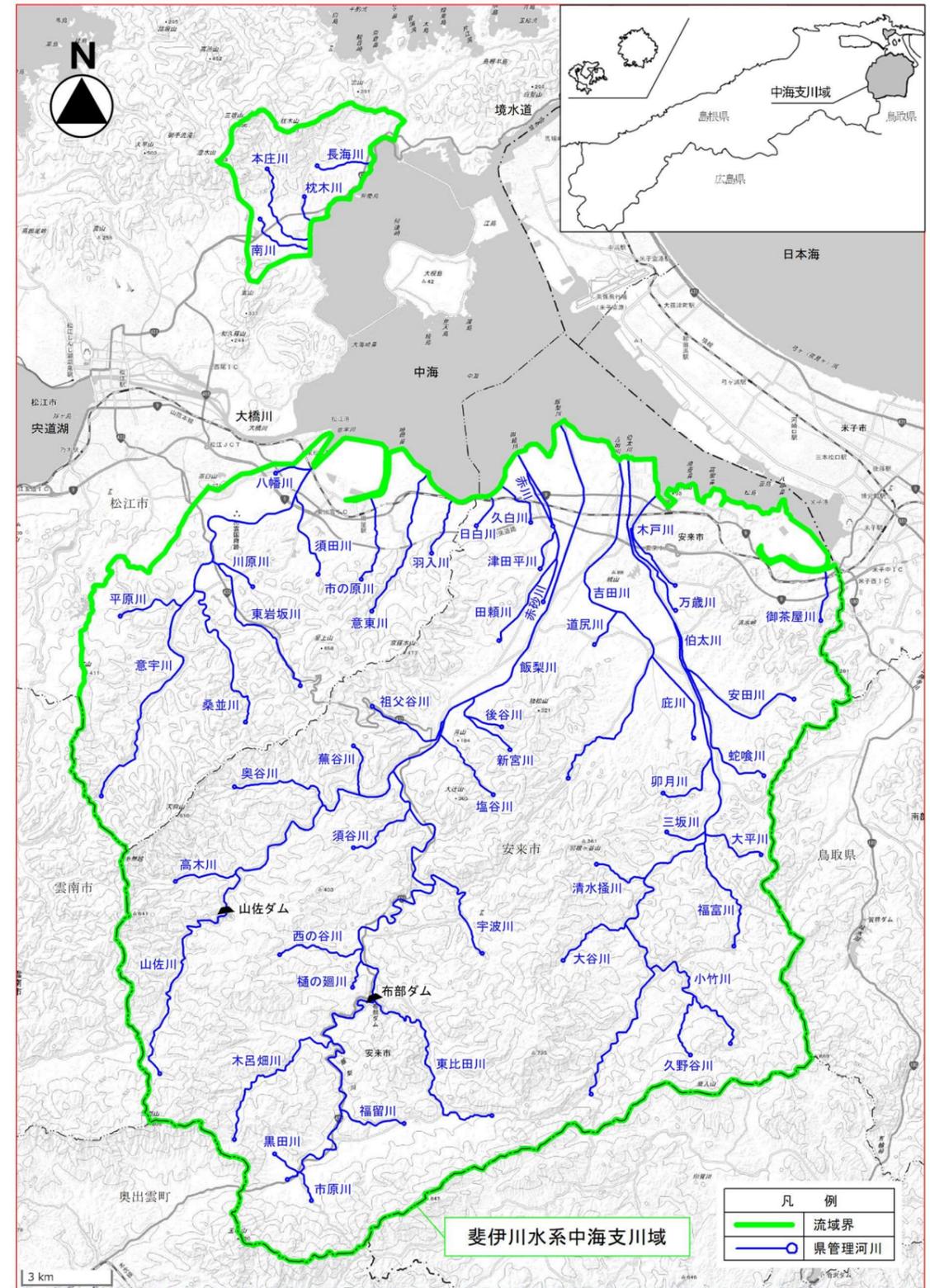


図 2.2-1 対象区間位置図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

1.2 河川の現状

(1) 治水の現状

※掲載順（目次構成）変更

中海支川域は下流域の勾配が緩く中海の水位の影響を受けやすいため、昭和 27 年 9 月、昭和 34 年 8 月、昭和 39 年 7 月、昭和 47 年 7 月、昭和 50 年 8 月、昭和 55 年 8 月など、多くの氾濫被害を受けました。

なかでも飯梨川は、天井川であるため、堤防の決壊などによる氾濫を繰り返してきました。昭和 18 年災害に見舞われ、これを契機に第一次飯梨川改修全体計画が樹立され、昭和 21 年度から昭和 38 年度までの事業により矢田橋から下流は一応完了しています。次いで昭和 41 年から広瀬地区の中小河川改修事業が行われています。また、昭和 43 年に布部ダムが、昭和 55 年に支川山佐川に山佐ダムが完成して洪水調節を行っています。その後、昭和 56 年から布部地区の小規模河川改修事業が行われています。

このほかの河川改修については、表-1.2.1 のとおりです。

表-1.2.1 主な河川改修事業

河川名	事業名	事業期間	改修区間延長(km)	対象流量(m <sup>3</sup> /s)	備考
伯太川	河川局部改良事業	S39～S47	0.90	590	
伯太川	小規模河川改修事業	S55～H12	2.35	590	
吉田川	中小河川改修事業	S27～	8.03	160	
田頼川	小規模河川改修事業	S47～	2.35	180	
道尻川	河川局部改良事業	S62～	1.05	30	
祖父谷川	小規模河川改修事業	S36～S41	0.808	47	
久白川	河川局部改良事業	S36～S45	0.66	17.5	
津田平川	河川緊急対策事業	H11～H16	0.50	46	
新宮川	河川緊急対策事業	H11～H17	0.65	50	
蕪谷川	河川緊急対策事業	H13～H15	0.40	27	
山佐川	河川局部改良事業	S50～S56	0.92	(620) 400	( )は 基本高水
山佐川	河川局部改良事業	S60～H10	1.233	360	
安田川	小規模河川改修事業	S41～S46	1.525	110	
安田川	河川局部改良事業	S58～H12	1.47	35	
安田川	河川局部改良事業	S49～S54	1.23	20	
木戸川	小規模河川改修事業	H4～	1.079	25	
木戸川	河川局部改良事業	H2～H11	0.954	12	
田頼川	鉄道橋-道路橋緊急対策事業	H16～	0.06	180	
須田川	河川局部改良事業	S40～H12	2.20	80	

昭和 47 年 7 月(梅雨前線)洪水の被災写真を写真-1、昭和 50 年 8 月(梅雨前線)洪水の被災写真を写真-2、過去の主要な洪水とその日雨量及び被害状況を表-1.2.2 に示します。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革

中海支川域は下流域の勾配が緩く中海の水位の影響を受けやすいため、昭和 27 年 9 月、昭和 34 年 8 月、昭和 39 年 7 月、昭和 47 年 7 月、昭和 50 年 8 月、昭和 55 年 8 月など、多くの氾濫被害を受けました。その後も、平成 18 年 7 月、平成 23 年 9 月、令和 3 年 7 月などに浸水被害が発生しています。

なかでも飯梨川は、天井川であるため、堤防の決壊などによる氾濫を繰り返してきました。昭和 18 年災害に見舞われ、これを契機に第一次飯梨川改修全体計画を策定し、昭和 21 年度から昭和 38 年度までの事業により矢田橋から下流の改修を行いました。その後、昭和 41 年度から中小河川改修事業に着手し、平成 19 年度に河口から安来市広瀬町広瀬までの改修を完了しています。また、昭和 43 年に布部ダムが、昭和 55 年に支川山佐川に山佐ダムが完成して洪水調節を行っています。昭和 56 年度からは上流の布部地区の小規模河川改修事業に着手し、平成 26 年度に完了しています。

主な河川改修については、表 3.1-1 のとおりです。

表 3.1-1 主な河川改修事業

河川名	事業名	事業期間(年度)	延長(km)	対象流量(m <sup>3</sup> /s)
木戸川	防災安全交付金(総流防)事業 (旧・小規模河川改修事業、広域一般河川改修事業)	H4～	1.079	(80) 25
木戸川	河川局部改良事業	H2～H11	0.923	12
伯太川	河川局部改良事業	S39～S47	0.9	590
伯太川	小規模河川改修事業	S55～H12	2.35	590
安田川	河川局部改良事業	S41～S46	1.525	(160) 110
安田川	河川局部改良事業他	S58～H13	1.47	35
安田川	河川等災害関連事業	S41～S44	1.25	25
安田川	河川局部改良事業	S49～S54	1.23	20
吉田川	防災安全交付金(総流防)事業 (旧・中小河川改修事業、広域基幹河川改修事業)	S27～	8.03	160
飯梨川(広瀬)	広域基幹河川改修事業 (旧・中小河川改修事業)	S41～H19	14.374	(1,960) 1,500
飯梨川(布部)	防災安全交付金(総流防)事業 (旧・小規模河川改修事業、広域基幹河川改修事業)	S56～H26	2.73	(810) 495
山佐川	河川局部改良事業	S50～S56	0.92	(620) 400
山佐川	河川局部改良事業	S60～H9	1.233	360
田頼川	防災安全交付金(総流防)事業 (旧・小規模河川改修事業、広域一般河川改修事業)	S47～H25	2.35	180
田頼川	河川局部改良事業	S38～S46	0.45	108
田頼川	鉄道橋-道路橋緊急対策事業	H16～H20	0.06	180
津田平川	県単河川緊急対策事業	H11～H16	0.5	46

※対象流量の( )は基本高水

過去の主要な洪水の被災写真を写真 3.1-1～6、過去の主要な洪水とその日雨量及び被害状況を表 3.1-2 に示します。

旧（平成 18 年 5 月認可）



写真-1 津田平川の氾濫（昭和 47 年 7 月）



写真-2 安来市折坂町（吉田川：昭和 50 年 8 月）

新（第 1 回変更）



写真 3.1-1 津田平川の氾濫（昭和 47 年 7 月）

写真出典：「やすぎ図鑑-安来市制 50 周年記念写真集」（安来市）



写真 3.1-2 安来市折坂町付近の吉田川（昭和 50 年 8 月）

写真出典：「中国地方の水害」（建設省中国地方建設局）

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）



写真 3.1-3 吉田川の出水状況（平成 23 年 9 月）



写真 3.1-4 蛇喰川の出水状況（平成 23 年 9 月）



写真 3.1-5 木戸川の出水状況（令和 3 年 7 月）



写真 3.1-6 田頼川の出水状況（令和 3 年 7 月）



旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">※掲載順（目次構成）変更</p> <p><b>2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標</b></p> <p>中海支川域では、河川の流下能力不足が原因となり、流域内への氾濫被害が多発しています。浸水被害の程度は、降雨の状況や中海の水位、流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、それぞれの河川の特성에応じて目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防ぎます。</p> <p>なお、計画規模を超える洪水が発生した場合の対策としては、河川水位や雨量情報の提供や洪水ハザードマップ作成の支援などのソフト対策を講じます。</p> <p><b>2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</b></p> <p>河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどについて役立っています。中海支川域では、近年渇水被害が発生しているため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を、流水の占用、流水の清潔の保護、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等の観点から今後必要に応じて調査検討を行います。</p> <p>また、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに、渇水時には水利用者や関係機関との連絡調整を密にし、河川の適正な利用を図ります。</p> <p><b>2.4 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用い、オオサンショウウオ等の動植物の良好な生息・生育環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。</p> <p>工事の実施にあたっては、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事の内容及び保全対象に応じて適切な処置を図り、良好な自然環境を保全します。</p> <p>また、周辺の環境、流域の歴史・文化および背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。</p>	<p><b>(2) 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標</b></p> <p>中海支川域では、河川の流下能力不足が原因となり、流域内への氾濫被害が多発しています。浸水被害の程度は、降雨の状況や中海の水位、流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、それぞれの河川の特성에応じて目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を<b>防止・軽減</b>します。</p> <p>また、整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対しても被害を最小限に食い止めるため、インターネット、携帯端末、ケーブルテレビ、地上デジタル放送（データ放送）等により、リアルタイムの河川水位、雨量情報、河川監視カメラの映像を提供するほか、危険箇所や避難場所等を地図上に示したハザードマップ<sup>注1)</sup>の普及推進などにより、平常時から防災意識の向上を図ります。</p> <p>さらに、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備はもとより、自主防災組織<sup>注2)</sup>の育成強化に向けた協力支援など、関係機関や地域住民等と協力して総合的な被害軽減対策を講じます。</p> <p>注1) ハザードマップ 危険箇所や避難場所など、避難に関する情報を地図にまとめたものであり、平常時からの住民の防災意識の啓発と災害時における円滑な避難行動の促進によって人的被害の軽減を図ることが主な目的である。</p> <p>注2) 自主防災組織 地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて自主的に結成される組織であり、日頃から住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また災害発生時における情報の収集・伝達、被災者の救出・救護等の活動を行う。</p>

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<div data-bbox="1121 247 1463 300" style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">※掲載順（目次構成）変更</div> <p>(2) 利水の現状</p> <p>中海支川域では、水道用水が飯梨川の布部ダムおよび山佐ダムにより松江市、安来市、八東郡東出雲町および八東郡八東町に給水されています。その他に、<b>市の原川、小竹川、飯梨川、伯太川</b>や地下水などから水道用水が給水されています。</p> <p>しかしながら、生活環境の向上や市街地の人口増等により水需要が増大し平成 6 年、平成 12 年、平成 14 年の夏期においては水不足にみまわれました。</p> <p>特に平成 6 年の水不足は深刻で、布部・山佐ダムでは 7 月 20 日～9 月 5 日の 48 日間の都市用水取水制限が実施され、最大 20%カットされました。</p> <div data-bbox="477 674 1288 1243" style="text-align: center;"> </div> <p>写真－3 平成 6 年度渇水状況（山佐ダムを上流より望む）</p> <p>中海支川域の県管理河川における水利用としては、許可水利権として、水道用水が飯梨川、山佐川など 5 河川で 0.6867m<sup>3</sup>/s(7 件：計画給水人口 209,180 人)、工業用水が飯梨川と伯太川で 0.49m<sup>3</sup>/s(2 件)、農業用水が意宇川で 2 件(5.5ha)、飯梨川で 1 件の取水が行われています。また、発電用水として布部ダムや山佐ダムなどの取水施設から取水された水により大小 5 か所の発電所で最大 6,012kw の発電が行われています。慣行水利権としては、農業用水が 38 河川で 509 件(約 6,396ha)取水されています。</p> <p>飯梨川の布部ダムおよび飯梨川支川山佐川の山佐ダムにおける観測開始から平成 15 年までの流況のうち、最近 10 ケ年の平均値を表－1.2.3 に示します。</p>	<p>3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>(1) 過去の渇水概要、水利用の状況</p> <p>中海支川域では、水道用水が飯梨川の布部ダムと山佐ダムにより松江市と安来市に給水されています。その他にも<b>小竹川、飯梨川、伯太川</b>や地下水などから水道用水が給水されています。</p> <p>しかしながら、生活環境の向上や市街地の人口増加等により水需要が増大し、平成 6 年、平成 12 年、平成 14 年の夏期においては水不足に見舞われました。</p> <p>特に平成 6 年の水不足は深刻で、布部・山佐ダムでは 7 月 20 日から 9 月 5 日までの 48 日間の都市用水取水制限が実施され、最大 20%カットされました。</p> <div data-bbox="1733 659 2543 1228" style="text-align: center;"> </div> <p>写真 3.2-1 平成 6 年渇水状況（山佐ダムを上流より望む）</p> <p>中海支川域の県管理河川における水利用については、許可水利権として、水道用水が飯梨川、山佐川など 4 河川で約 0.68m<sup>3</sup>/s (6 件：計画給水人口 209,180 人)、工業用水が飯梨川と伯太川で約 0.47m<sup>3</sup>/s (2 件)、農業用水が意宇川、<b>飯梨川</b>など 4 河川で 7 件(約 1,274ha)の取水が行われています。また、発電用水として布部ダムや山佐ダムなどの取水施設から取水された水により大小 6 か所の発電所で最大 6,249kw の発電が行われています。慣行水利権としては、農業用水が 55 河川で 618 件(約 4,644ha)取水されています。</p> <p>布部ダム及び山佐ダムにおける観測開始から令和 4 年までの流況を表 3.2-1 に示します。</p>

旧（平成18年5月認可）

表-1.2.3 飯梨川流況(日平均) (m<sup>3</sup>/s)

観測局	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
布部ダム	3.401	2.349	1.686	1.032	0.017	3.097
山佐ダム	1.196	0.853	0.660	0.455	0.022	1.051

豊水：1年を通じて95日はこれを下らない流量  
 平水：1年を通じて185日はこれを下らない流量  
 低水：1年を通じて275日はこれを下らない流量  
 渇水：1年を通じて355日はこれを下らない流量  
 最小：1年を通じて最小の流量  
 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量

(平成6年から平成15年の最近10ヶ年の平均値)

(3) 河川環境の現状

中海支川域の河川は生活環境の保全に関する環境基準は設定されていませんが、島根県、松江市及び安来市により定期的に水質調査が実施されています。調査項目のうち、河川の有機汚濁の総合的な指標として活用されているBOD（生物化学的酸素要求量；Biochemical Oxygen Demand）により現状の水質を評価すると、平成11年以降のBOD75%値は、2mg/l以下で推移しており、概ね良好な水質となっています。

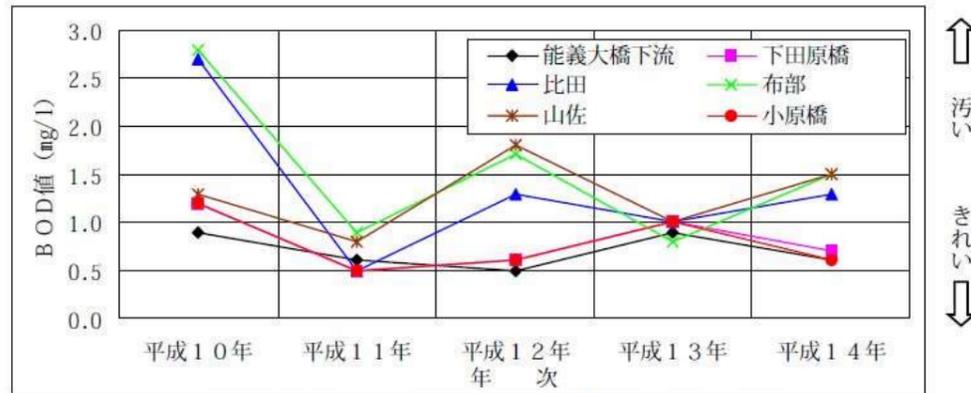


図-1.2.1 飯梨川におけるBOD75%値の推移

注1) BOD（生物化学的酸素要求量）とは、バクテリアが水中の有機物を酸化するのに要する酸素量で数値が高いほど川が汚れていることを表しています。  
 注2) 75%値とは、年間の日間平均値の全データ（n個）を値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目のデータ（端数を切り上げ整数番目の値）をいいます。BODの環境基準の達成状況の評価はこの75%値で行います。

河川をとりまく環境としては、河口部は感潮区間であり、マハゼ、ボラ、クサフグ等の汽水性の魚類が確認されています。また、カモ類、シギ・チドリ類、コハクチョウなどの渡り鳥が飛来します。

下流部の河道内には、ヨシ類が多く生育し、カワヤツメ、ウグイ、アユ、メダカなどが生息しています。

新（第1回変更）

表 3.2-1 飯梨川流況（日平均）

観測地点	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流量 (m <sup>3</sup> /s)					
		豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
布部ダム	70.0	3.470	2.421	1.717	1.049	0.110	3.186
山佐ダム	19.2	1.189	0.844	0.620	0.411	0.040	1.050

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量  
 平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量  
 低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量  
 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量  
 最小流量：1年を通じて最小の流量  
 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量

※布部ダムは昭和44年～令和4年の54カ年、山佐ダムは昭和56年～令和4年の42カ年の平均値。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどに役立っています。

中海支川域では、平成6年をはじめ過去に渇水被害が発生しているため、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等を考慮したうえで、関係機関と調整しながら合理的な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後必要に応じて調査検討のうえ定めるものとします。

また、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに、異常渇水時には関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努めます。

今後、新たな水需要が生じた場合には、関係機関及び水利使用者と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ります。

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

※掲載順（目次構成）変更  
 <対比のため再掲>

2.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

中海支川域では、河川の流下能力不足が原因となり、流域内への氾濫被害が多発しています。浸水被害の程度は、降雨の状況や中海の水位、流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、それぞれの河川の特성에応じて目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防ぎます。

なお、計画規模を超える洪水が発生した場合の対策としては、河川水位や雨量情報の提供や洪水ハザードマップ作成の支援などのソフト対策を講じます。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどについて役立っています。中海支川域では、近年渇水被害が発生しているため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を、流水の占用、流水の清潔の保護、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等の観点から今後必要に応じて調査検討を行います。

また、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに、渇水時には水利用者や関係機関との連絡調整を密にし、河川の適正な利用を図ります。

2.4 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用い、オオサンショウウオ等の動植物の良好な生息・生育環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。

工事の実施にあたっては、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事の内容及び保全対象に応じて適切な処置を図り、良好な自然環境を保全します。

また、周辺の環境、流域の歴史・文化および背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。

<対比のため再掲>

表 3.2-1 飯梨川流況（日平均）

観測地点	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流 量 (m <sup>3</sup> /s)					
		豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
布部ダム	70.0	3.470	2.421	1.717	1.049	0.110	3.186
山佐ダム	19.2	1.189	0.844	0.620	0.411	0.040	1.050

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量  
 平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量  
 低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量  
 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量  
 最小流量：1年を通じて最小の流量  
 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量

※布部ダムは昭和44年～令和4年の54カ年、山佐ダムは昭和56年～令和4年の42カ年の平均値。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどに役立っています。

中海支川域では、平成6年をはじめ過去に渇水被害が発生しているため、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等を考慮したうえで、関係機関と調整しながら合理的な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後必要に応じて調査検討のうえ定めるものとします。

また、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに、異常渇水時には関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努めます。

今後、新たな水需要が生じた場合には、関係機関及び水利使用者と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ります。

旧（平成18年5月認可）

※掲載順（目次構成）変更  
 <対比のため再掲>

表-1.2.3 飯梨川流況(日平均) (m³/s)

観測局	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
布部ダム	3.401	2.349	1.686	1.032	0.017	3.097
山佐ダム	1.196	0.853	0.660	0.455	0.022	1.051

豊水：1年を通じて95日はこれを下らない流量  
 平水：1年を通じて185日はこれを下らない流量  
 低水：1年を通じて275日はこれを下らない流量  
 渇水：1年を通じて355日はこれを下らない流量  
 最小：1年を通じて最小の流量  
 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量

(平成6年から平成15年の最近10年の平均値)

(3) 河川環境の現状

中海支川域の河川は生活環境の保全に関する環境基準は設定されていませんが、島根県、松江市及び安来市により定期的に水質調査が実施されています。調査項目のうち、河川の有機汚濁の総合的な指標として活用されているBOD（生物化学的酸素要求量；Biochemical Oxygen Demand）により現状の水質を評価すると、平成11年以降のBOD75%値は、2mg/l以下で推移しており、概ね良好な水質となっています。

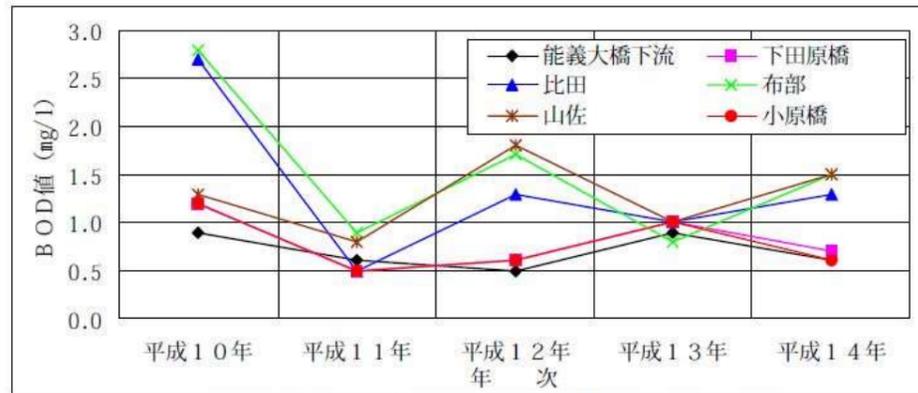


図-1.2.1 飯梨川におけるBOD75%値の推移

注1) BOD（生物化学的酸素要求量）とは、バクテリアが水中の有機物を酸化するのに要する酸素量で数値が高いほど川が汚れていることを表しています。  
 注2) 75%値とは、年間の日間平均値の全データ（n個）を値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目のデータ（端数を切り上げ整数番目の値）をいいます。BODの環境基準の達成状況の評価はこの75%値で行います。

河川をとりまく環境としては、河口部は感潮区間であり、マハゼ、ボラ、クサフグ等の汽水性の魚類が確認されています。また、カモ類、シギ・チドリ類、コハクチョウなどの渡り鳥が飛来します。

下流部の河道内には、ヨシ類が多く生育し、カワヤツメ、ウグイ、アユ、メダカなどが生息しています。

新（第1回変更）

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の現状と人々との関わり

① 水質

中海支川域の河川は生活環境の保全に関する環境基準に係る類型指定はされていませんが、流域内各地点で定期的に水質調査が実施されています。調査項目のうち、河川の有機汚濁の総合的な指標として活用されているBOD<sup>注1)</sup>により現状の水質を評価すると、近年は河川A類型相当（2.0mg/l以下）で推移しており、概ね良好な水質となっています。

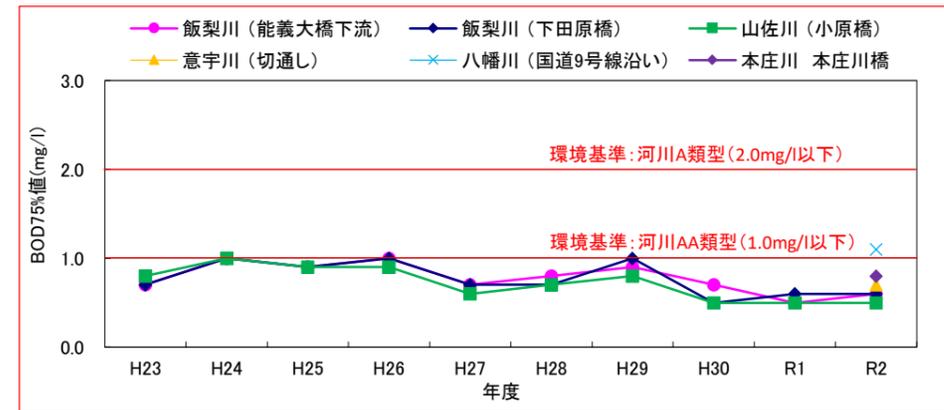


図 3.3-1 BOD75%値<sup>注2)</sup>の推移（公共用水域水質測定結果）

注1) BOD（生物化学的酸素要求量；Biochemical Oxygen Demand）

バクテリアが水中の有機物を酸化するのに要する酸素量で、数値が高いほど川が汚れていることを表しています。

注2) 75%値

年間の日間平均値の全データ（n個）を値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目のデータ（端数を切り上げ整数番目の値）をいいます。BODの環境基準の達成状況の評価はこの75%値で行います。

② 生息・生育する主な生き物

河川をとりまく環境としては、河口部は感潮区間であり、マハゼ、ボラ、クサフグなどの汽水性の魚類が確認されています。また、ガンカモ類、シギ・チドリ類、コハクチョウなどの渡り鳥の有数の飛来地となっています。

下流部は水田地帯を流れる直線的な水路状の河川が多く、かんがい期には取水堰等による湛水域の形成が多く見られます。河道内には、河岸にヨシ類やオギ、マコモ、河床にオオカナダモやヤナギモなどの水草が生育し、スナヤツメ、フナ類、サンインコガタスジシマドジョウ、ミナミメダカなどの魚類やキイロサナエ、ヨコミゾドロムシなどの昆虫類が生息しています。

中流部は川沿いに竹林が点在しています。河道内にはヨシやツルヨシが生育し、オイカワ、カワムツ、ウグイ、カマツカ、ドンコなどの魚類が生息しています。また、カワセミやダイサギなどの鳥類が飛来します。

上流部は、世界最大級の両生類である特別天然記念物のオオサンショウウオや、アカザ、

旧（平成 18 年 5 月認可）

中流部は川沿いにモウソウチク・マダケ・ハチク林が点在しています。河道内にはヨシやツルヨシが生育し、魚類ではオイカワ、カワムツ、ウグイ、アユ、シマドジョウなどが生息しています。また、カワセミやダイサギなどの鳥が飛来します。

上流部は、特別天然記念物であるオオサンショウウオや、魚類のアカザ、タカハヤ、ヤマセミなどが生息しています。また、河畔にはキセキレイ、セグロセキレイ、ヤマセミなどの川を生活の場とする鳥が見られます。中流部から上流部にかけて昆虫類のゲンジボタル、ムカシトンボ、ムカシヤンマなどが生息しています。

このように中海支川域の河川は、多様な生態系が形成されています。

中海支川域の伝統芸能として、全国的に有名な「安来節どじょうすくい」があります。また、大阪の天神祭、広島宮島の宮島管弦祭と並び、三大船神事の一つとされる「ホーランエンヤ」が行われています。

日本の代表的な民謡として全国に知られている「安来節」は、19 世紀のはじめ頃から出雲海岸にひろく謡われていた船頭歌が原形とされています。「どじょうすくい」は、江戸時代末期に、出雲地方に多く生息していたどじょうをすくっている身振りを舞踊化したものです（写真-4）。

ホーランエンヤは城山稲荷神社<sup>じょうざんいなり</sup>で 12 年毎に行われる式年行事で、堀川、大橋川、意宇川<sup>いづ</sup>経由で八束郡東出雲町阿太加夜神社<sup>あだかや</sup>への船渡御は 1 キロに及ぶきらびやかなものです。



写真-4 どじょうすくい

提供：やすぎ節保存会

新（第 1 回変更）

タカハヤ、カワヨシノボリなどの魚類が生息しています。河畔にはキセキレイ、オオルリ、ヤマセミなどの水辺を生活の場とする鳥類が見られます。

また、中流部から上流部にかけてはゲンジボタル、ムカシトンボ、ムカシヤンマなどの昆虫類やカジカガエルなどの両生類も生息しています。

このように中海支川域の河川は、多様な生態系が形成されています。一方で、近年はヌートリアやミシシippアカミミガメ、オオキンケイギク、オオフサモなどの特定外来生物の侵入も多く確認されています。



写真 3.3-1  
コハクチョウ

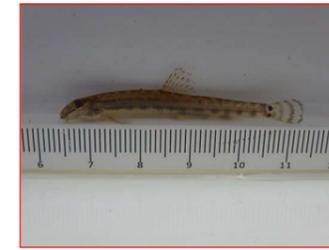


写真 3.3-2  
サンインコガタスジシマドジョウ



写真 3.3-3  
オオサンショウウオ※

※写真出典：改訂しまねレッドデータブック HP

③ 河川空間の利用状況

中海支川域の伝統芸能として、全国的に有名な「安来節どじょうすくい」があります。また、大阪の天神祭、広島宮島の宮島管弦祭と並び、三大船神事の一つとされる「ホーランエンヤ」が行われています。

日本の代表的な民謡として全国に知られている「安来節」は、19 世紀のはじめ頃から出雲海岸に広く謡われていた船頭歌が原形とされています。「どじょうすくい」は、江戸時代末期に、出雲地方に多く生息していたドジョウをすくっている身振りを舞踊化したものです（写真 3.3-4）。

ホーランエンヤは松江城内の城山稲荷神社<sup>じょうざんいなり</sup>で 10 年毎に行われる式年行事で、堀川、大橋川、意宇川<sup>いづ</sup>経由で松江市東出雲町阿太加夜神社<sup>あだかや</sup>への船渡御は 1 キロに及ぶきらびやかなものです（写真 3.3-5）。



写真 3.3-4 どじょうすくい

写真提供：やすぎ節保存会



写真 3.3-5 ホーランエンヤ（意宇川）

写真出典：島根県土木部宍道湖流域下水道事務所 HP

旧（平成18年5月認可）

飯梨川の上流の布部ダム周辺が公園として整備され、支川山佐川の山佐ダムの貯水池周辺はキャンプ場として利用されています。飯梨川中流の月山周辺は、周辺地域の整備にあわせて、「ラブリバー区間」の認定を受け、道の駅「**広瀬・富田城**」の近くでは、自然の石を使って川岸や水際を整備しています。春には花見、夏には水遊びやバーベキューなど心の安らぎを与えてくれる場となっています（写真-5）。

また、安来市伯太町井尻小学校前の伯太川を水辺の楽校に登録・整備しています。付近には保育園・老人福祉センターも存在することから地域住民の世代を越えた交流空間、子供たちと自然のふれあい、学習としての場としての水辺環境を目標に計画をたてました。落差工には水辺のトンネル、魚道には水辺の水族館などの整備も行っています。

木戸川下流の安来市民会館周辺は、**十神**小学校、安来幼稚園、安来保育所などが隣接し、身近な河川空間となっていることから、子ども達が安心して水辺に親しむことができるように、水辺の楽校の整備を河川改修と一体となって実施しています。

その他、八束郡八雲村**日吉**地先の意宇川右岸に日吉親水公園、安来市広瀬町広瀬地先の飯梨川左岸に三日月公園などが整備されています。

このように中海支川域の河川においては、地域住民と行政が協力して良好な河川空間の整備を図っています。



写真-5 飯梨川「ラブリバー区間」

新（第1回変更）

飯梨川の上流の布部ダム周辺は公園として整備され、支川山佐川の山佐ダムの貯水池周辺はキャンプ場として利用されています。飯梨川中流の**国史跡・月山富田城跡**付近は、周辺地域の整備にあわせて「ラブリバー区間」の認定を受け、道の駅「**広瀬・富田城**」の近くでは、自然の石を使って川岸や水際を整備しています。春には花見、夏には水遊びやバーベキューなど心の安らぎを与えてくれる場となっています（写真**3.3-6**）。

また、安来市伯太町の井尻小学校前の伯太川を水辺の楽校に登録・整備しています。付近には**認定こども**園・老人福祉センターも存在することから地域住民の世代を越えた交流空間、子供たちと自然のふれあい、学習の場としての水辺環境を目標に計画を**立てています**。落差工には水辺のトンネル、魚道には水辺の水族館などの整備も行っています（写真**3.3-7**）。

木戸川下流の安来市民会館周辺は、**十神**小学校、安来幼稚園、安来保育所などが隣接し、身近な河川空間となっていることから、**子供たち**が安心して水辺に親しむことができるように、水辺の楽校の整備を河川改修と一体となって実施しています。

その他、**松江市八雲町**日吉地先の意宇川右岸に日吉親水公園、安来市広瀬町広瀬地先の飯梨川左岸に**三日月**公園などが整備されています。

このように中海支川域の河川においては、地域住民と行政が協力して良好な河川空間の整備を図っています。

また、飯梨川の「飯梨川探検」、吉田川の「吉田ほたる祭」、西の谷川の「オオサンショウウオ生息調査・観察会」、意宇川の「八雲ゆう遊こいのぼり」など、地域住民による河川空間を利用した各種イベント等も開催されています。



写真 3.3-6 飯梨川「ラブリバー区間」



写真 3.3-7 水辺の楽校（伯太川）

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<div data-bbox="1190 233 1466 296" style="border: 1px solid blue; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     &lt;対比のため再掲&gt;                 </div> <p><b>2.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標</b></p> <p>中海支川域では、河川の流下能力不足が原因となり、流域内への氾濫被害が多発しています。浸水被害の程度は、降雨の状況や中海の水位、流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、それぞれの河川の特성에応じて目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防ぎます。</p> <p>なお、計画規模を超える洪水が発生した場合の対策としては、河川水位や雨量情報の提供や洪水ハザードマップ作成の支援などのソフト対策を講じます。</p> <p><b>2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</b></p> <p>河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどについて役立っています。中海支川域では、近年渇水被害が発生しているため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を、流水の占用、流水の清潔の保護、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等の観点から今後必要に応じて調査検討を行います。</p> <p>また、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに、渇水時には水利用者や関係機関との連絡調整を密にし、河川の適正な利用を図ります。</p> <p><b>2.4 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用い、オオサンショウウオ等の動植物の良好な生息・生育環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。</p> <p>工事の実施にあたっては、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事の内容及び保全対象に応じて適切な処置を図り、良好な自然環境を保全します。</p> <p>また、周辺の環境、流域の歴史・文化および背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。</p>	<p><b>(2) 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況の河道特性を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用いるなど多自然川づくりの取組みを推進し、オオサンショウウオをはじめとする動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。</p> <p>特定外来生物に指定されている動植物の生息・生育の拡大により影響が懸念される場合には、関係機関と協議のうえ、駆除等に努めるとともに、特定外来生物に指定されている植物の伐採、除草を行う際は、法律に従い適切に処理を行い拡散防止に注意を払います。</p> <p>工事の実施にあたっては、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、生物の生活史を視野に入れた施工時期の設定や濁水の流出防止対策など、自然環境への影響に対しても工事の内容及び保全対象に応じて適切な処置を図り、良好な自然環境を保全します。</p> <p>また、周辺の環境、流域の歴史・文化及び背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。</p>

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）															
<p>3. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所</p> <p>○飯梨川 概ね 80 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、河口から安来市上坂田町まで、安来市広瀬町布部地先において河道改修を行います。</p> <p>○吉田川 概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、安来市月坂町から安来市折坂町までにおいて河道改修を行います。</p> <p>○木戸川 概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による計画を踏まえ、当面、概ね 2 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水に対して、沿川の市街地の浸水被害を防ぐため、安来市安来町から安来市宮内町までにおいて河道改修を行います。</p> <p>○田頼川 概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、安来市西赤江町から安来市上坂田町までにおいて河道改修を行います。</p> <p>河川工事を実施する施行の場所及び種類は表-3.1.1 のとおりです。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-3.1.1 施行の場所及び河川工事の種類</b></p> <table border="1" data-bbox="296 1218 1365 1449"> <thead> <tr> <th>対象河川</th> <th>施行の場所</th> <th>河川工事の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯梨川</td> <td>河口(0K000)から山陰自動車道付近(3K800) 国道 432 号第二布部橋下流の床止工から第一布部橋上流</td> <td>河道改修</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>沢可動堰(6K650)から一般県道米子広瀬線吉田橋(7K908)</td> <td>河道改修</td> </tr> <tr> <td>木戸川</td> <td>国道 9 号昭和橋から主要地方道安来伯太日南線木戸川橋</td> <td>河道改修</td> </tr> <tr> <td>田頼川</td> <td>河口(0K000)から山陰自動車道付近(2K350)</td> <td>河道改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行位置図を図-3.1.1 に示します。</p> <p>なお、河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、必要に応じて学識経験者、地域住民等と調整します。</p>	対象河川	施行の場所	河川工事の種類	飯梨川	河口(0K000)から山陰自動車道付近(3K800) 国道 432 号第二布部橋下流の床止工から第一布部橋上流	河道改修	吉田川	沢可動堰(6K650)から一般県道米子広瀬線吉田橋(7K908)	河道改修	木戸川	国道 9 号昭和橋から主要地方道安来伯太日南線木戸川橋	河道改修	田頼川	河口(0K000)から山陰自動車道付近(2K350)	河道改修	<p>4. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所</p> <p>① 吉田川 年超過確率 1/10 の規模の洪水<sup>注1)</sup>に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、安来市月坂町<sup>かみさかだちょう</sup>地内から安来市<sup>とりぎちやう</sup>鳥木町地内において河道改修を行います。</p> <p>② 木戸川 年超過確率 1/30 の規模の洪水<sup>注2)</sup>に対する計画を踏まえ、当面、概ね年超過確率 1/2 の規模の洪水<sup>注3)</sup>に対して、沿川の市街地の浸水被害を防ぐため、安来市安来町<sup>にしあかえちやう</sup>地内において河道改修を行います。</p> <p>③ 田頼川・津田平川 年超過確率 1/10 の規模の洪水<sup>注1)</sup>に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、田頼川の安来市<sup>かみさかだちやう</sup>上坂田町地内から安来市<sup>にしまついちやう</sup>西松井町地内、及び津田平川の安来市<sup>にしあかえちやう</sup>西赤江町地内から安来市<sup>なかづちやう</sup>中津町地内において河道改修を行います。</p> <p>④ 蛇喰川 年超過確率 1/10 の規模の洪水<sup>注1)</sup>に対して、家屋及び農地の浸水被害の軽減を図るため、安来市<sup>ひがしもり</sup>伯太町東母里地内において放水路整備及び放水路上流の河道改修を行います。</p> <p>注 1) 年超過確率1/10の規模の洪水 毎年、一年間にその規模を超える洪水の発生する確率が1/10（10%）の規模の洪水。</p> <p>注 2) 年超過確率1/30の規模の洪水 毎年、一年間にその規模を超える洪水の発生する確率が1/30（3.3%）の規模の洪水。</p> <p>注 3) 年超過確率1/2の規模の洪水 毎年、一年間にその規模を超える洪水の発生する確率が1/2（50%）の規模の洪水。</p>
対象河川	施行の場所	河川工事の種類														
飯梨川	河口(0K000)から山陰自動車道付近(3K800) 国道 432 号第二布部橋下流の床止工から第一布部橋上流	河道改修														
吉田川	沢可動堰(6K650)から一般県道米子広瀬線吉田橋(7K908)	河道改修														
木戸川	国道 9 号昭和橋から主要地方道安来伯太日南線木戸川橋	河道改修														
田頼川	河口(0K000)から山陰自動車道付近(2K350)	河道改修														

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

河川工事を実施する施行の場所及び種類は表 4.1-1 及び図 4.1-1 のとおりです。

表 4.1-1 施行の場所及び河川工事の種類

対象河川	施行の場所	河川工事の種類
吉田川	沢可動堰付近（6k650）から鳥木上橋付近	河道改修
木戸川	国道9号昭和橋から主要地方道安来伯太日南線木戸川橋付近	河道改修
田頼川	津田平川合流点（2k800付近）から西松井橋付近	河道改修
津田平川	一般県道広瀬荒島線客橋付近から1k500付近	河道改修
蛇喰川	2k600付近から主要地方道安来伯太日南線若狭橋付近	放水路整備 河道改修

なお、河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、必要に応じて学識経験者、地域住民等と調整します。

旧（平成18年5月認可）

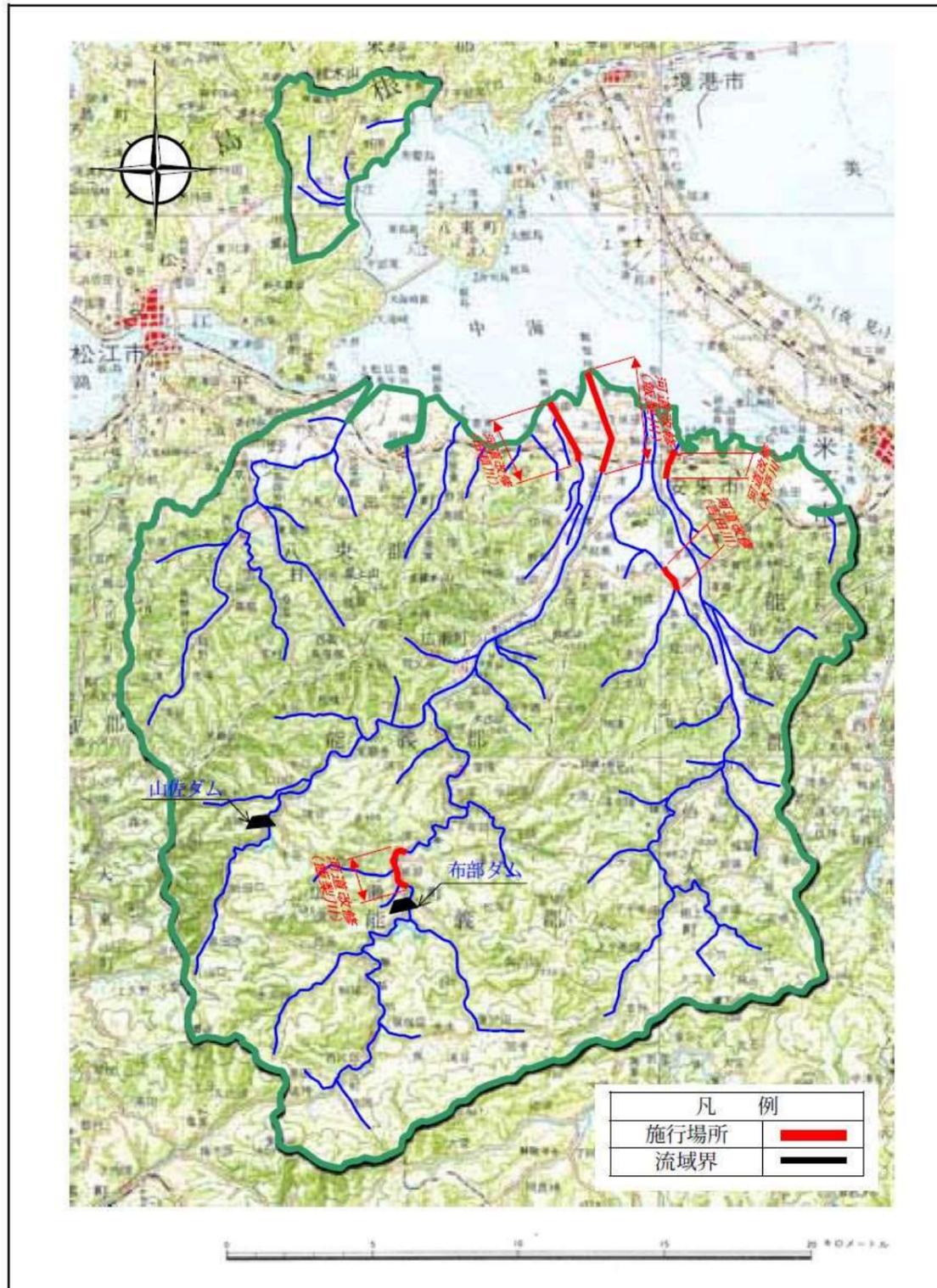


図-3.1.1 施行位置図  
 （※市町村界は、2004.10.1安来市合併前の行政区界を記載しております。）

新（第1回変更）

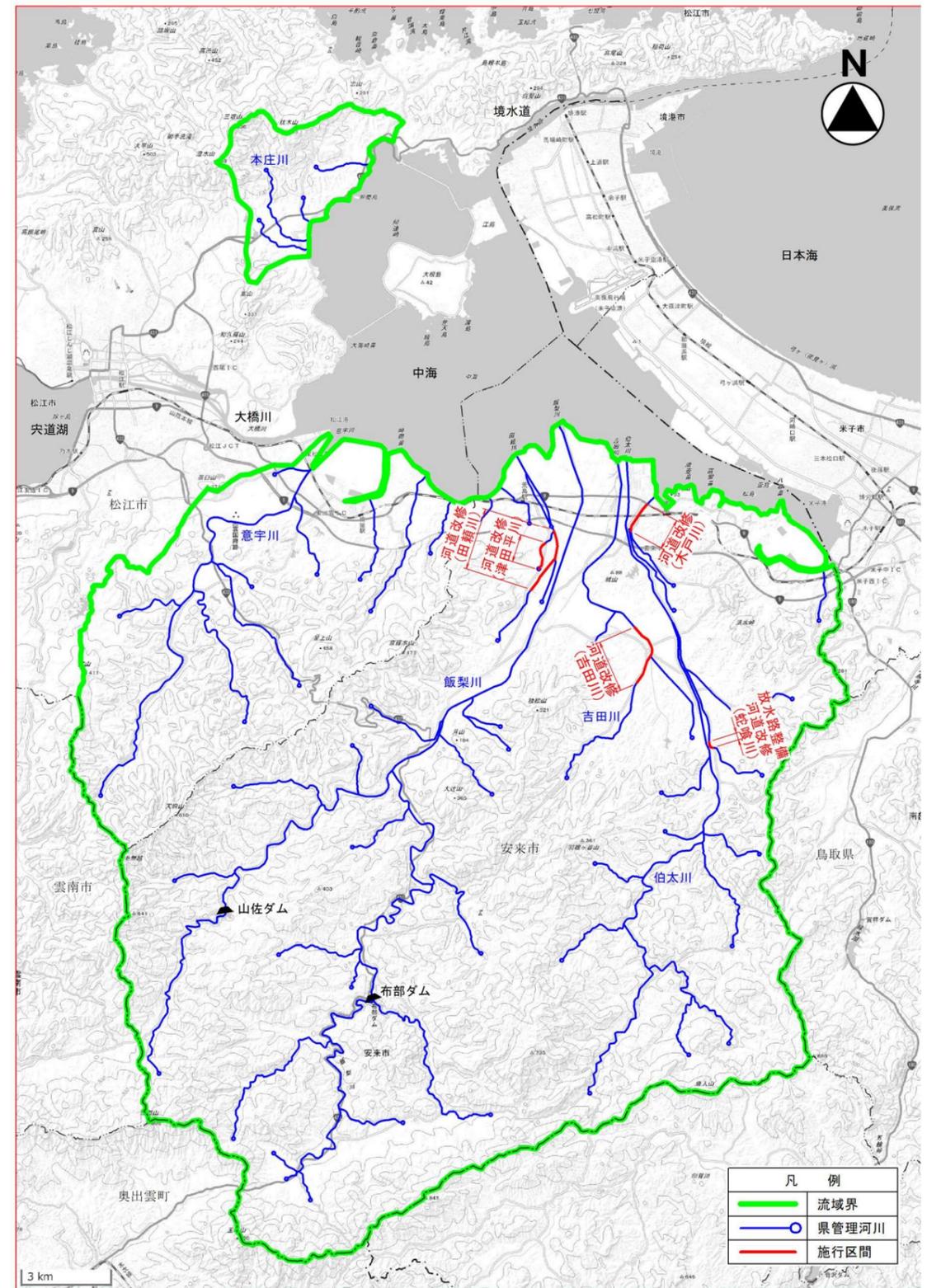


図 4.1-1 施行位置図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

(2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

i) 飯梨川の河道改修

飯梨川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

整備目標流量を図-3.1.2(1)に示します。

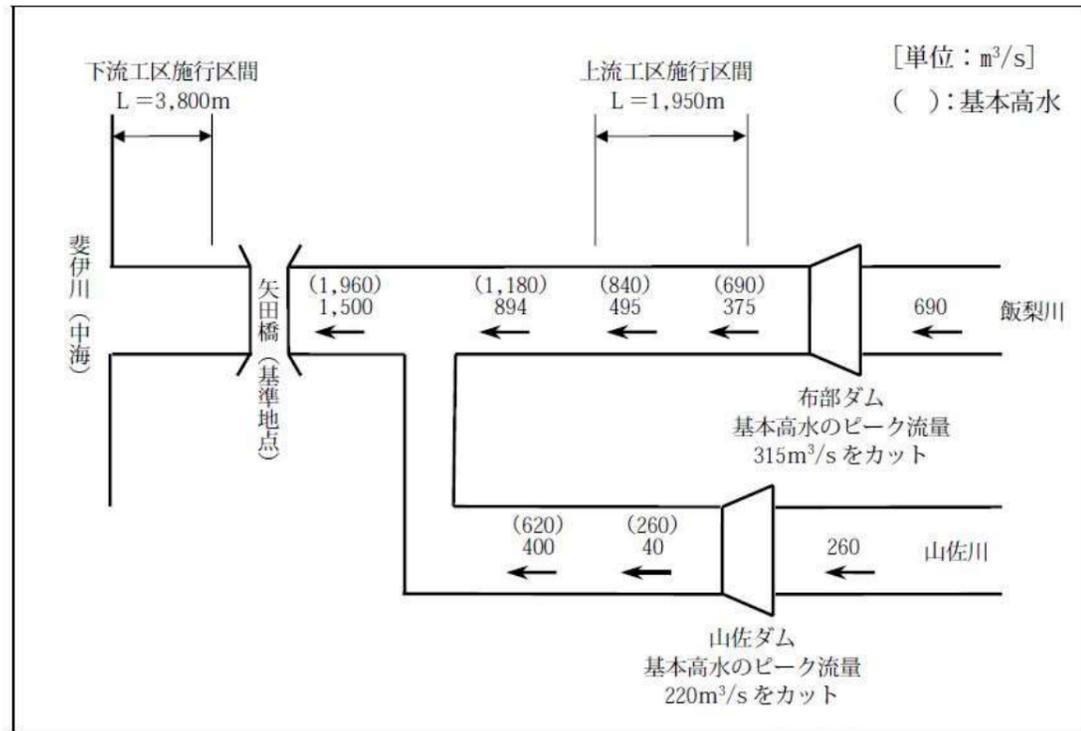


図-3.1.2(1) 飯梨川整備計画目標流量図

下流工区においては、瀬やワンドを極力生かし、魚類や鳥類の生息環境に配慮します。  
 上流工区においては、現況の瀬や淵を生かしながら河道幅を拡幅し、護岸等は植生の復元が図れる工法とし、環境に配慮した河道改修を行います。

飯梨川(下流、上流工区)平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-3.1.2(2)~(7)に示します。

旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

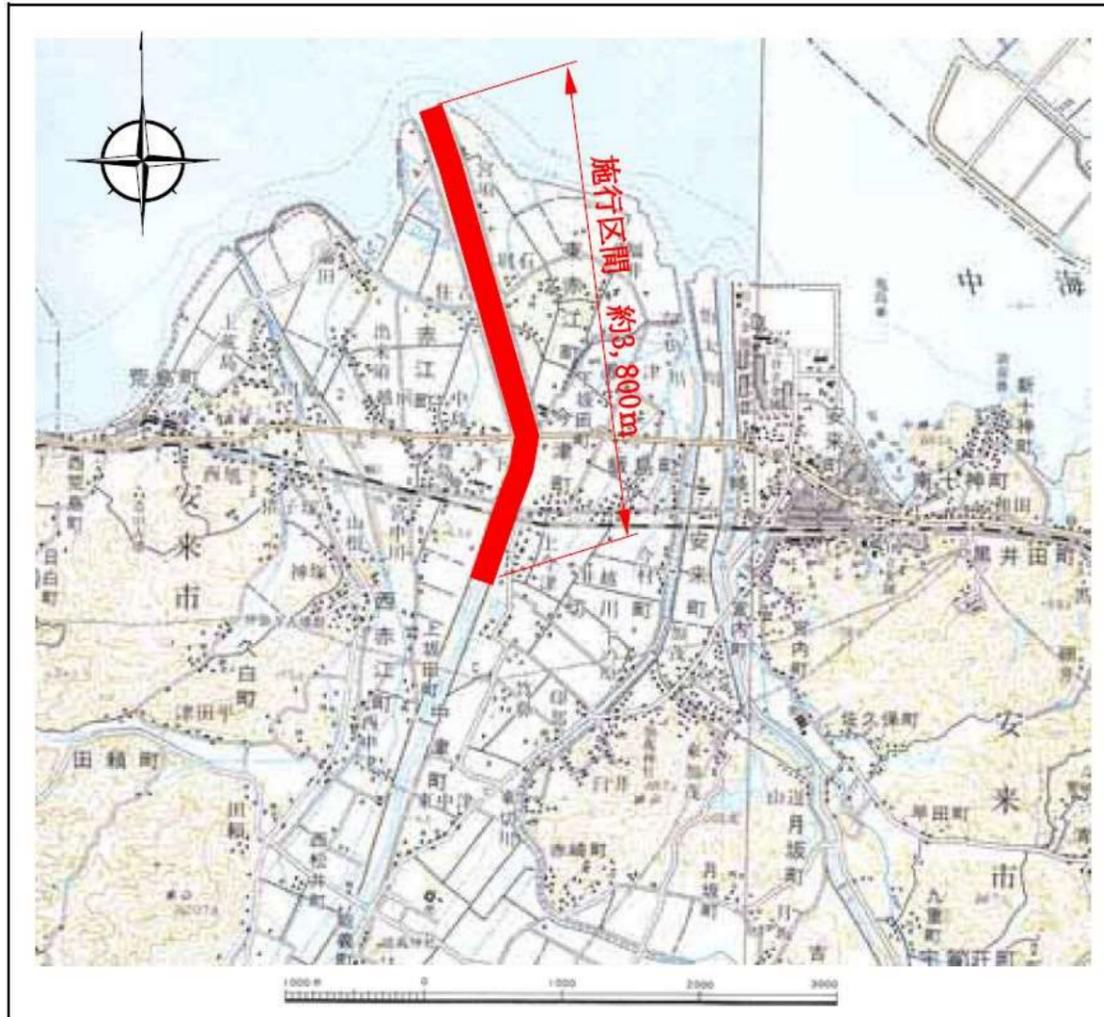


図-3.1.2(2) 飯梨川下流工区平面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

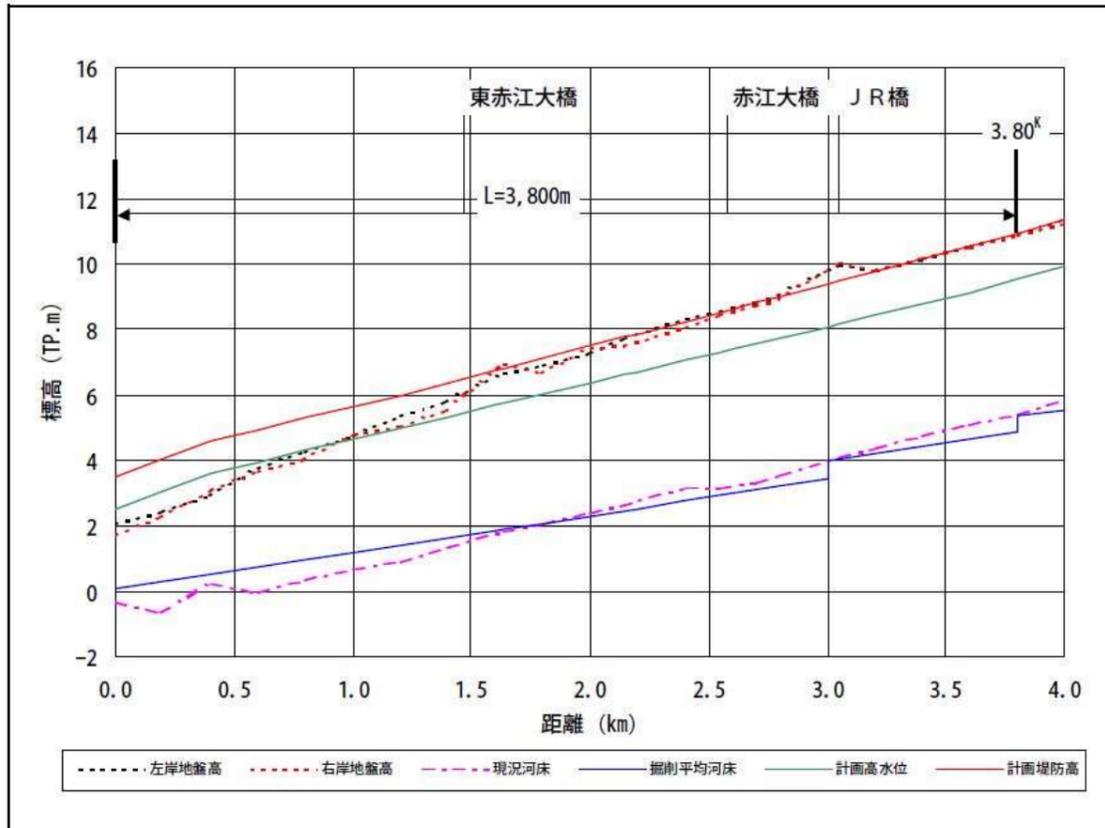


図-3.1.2(3) 飯梨川下流工区縦断面図

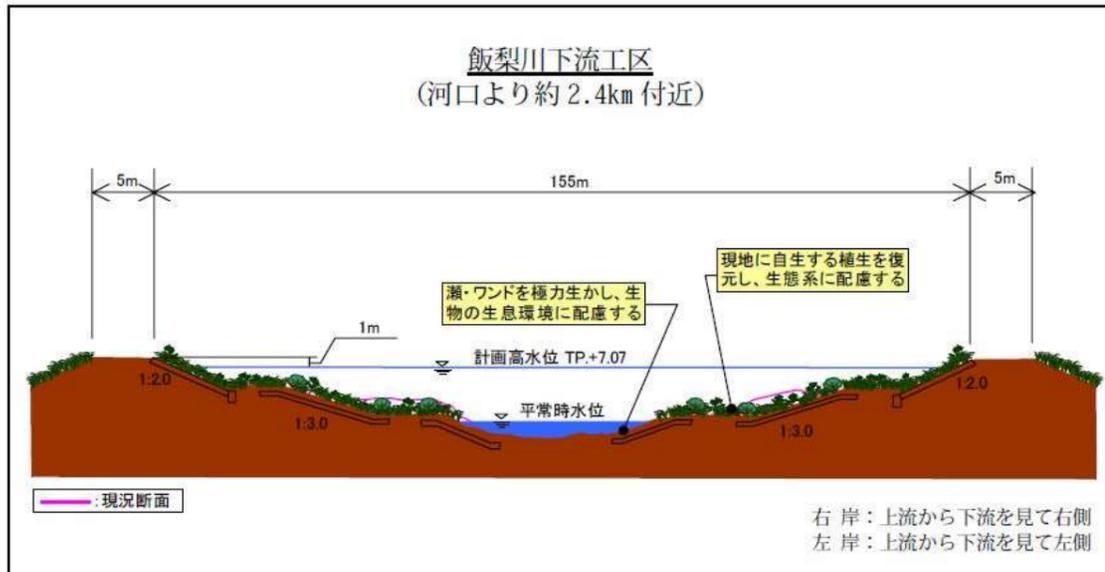


図-3.1.2(4) 標準横断面図

旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

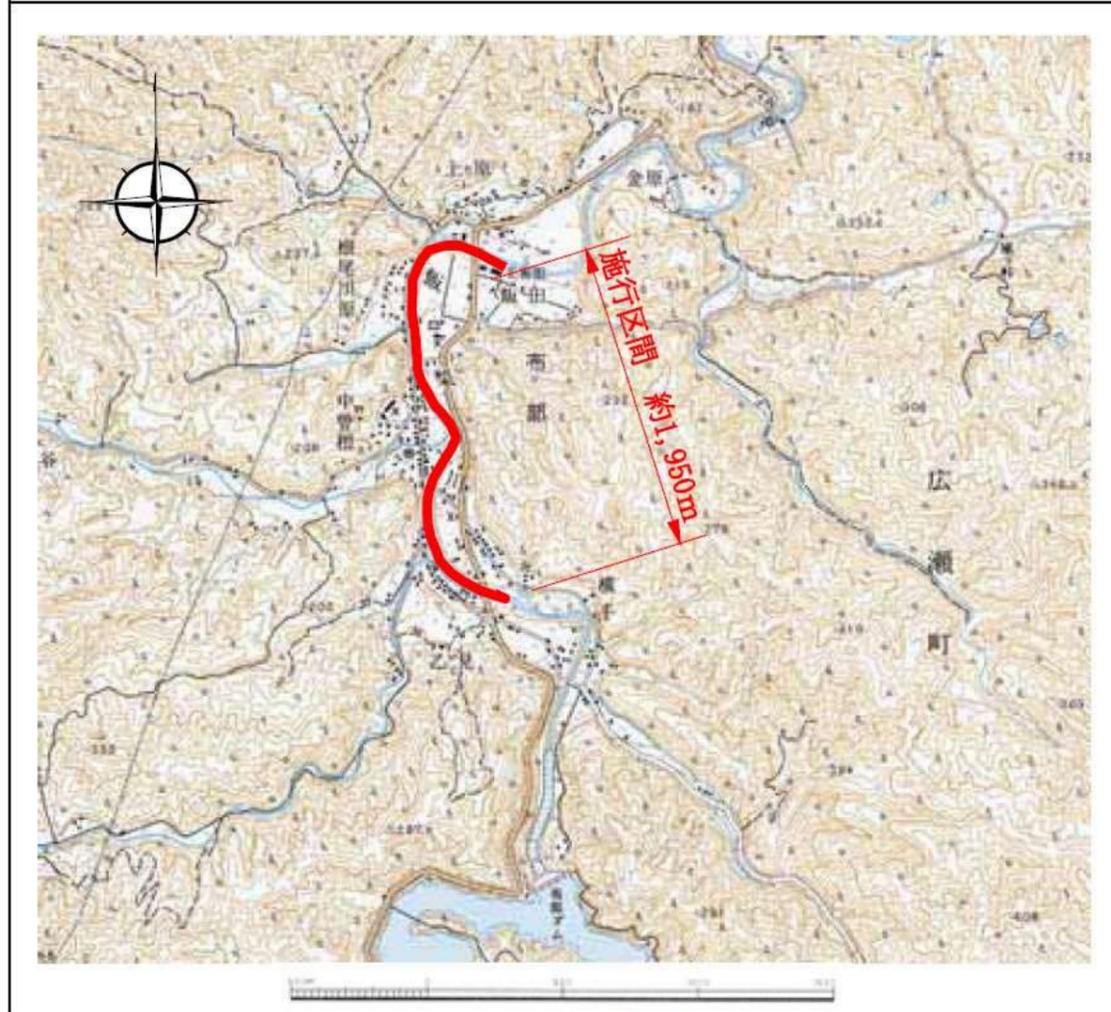
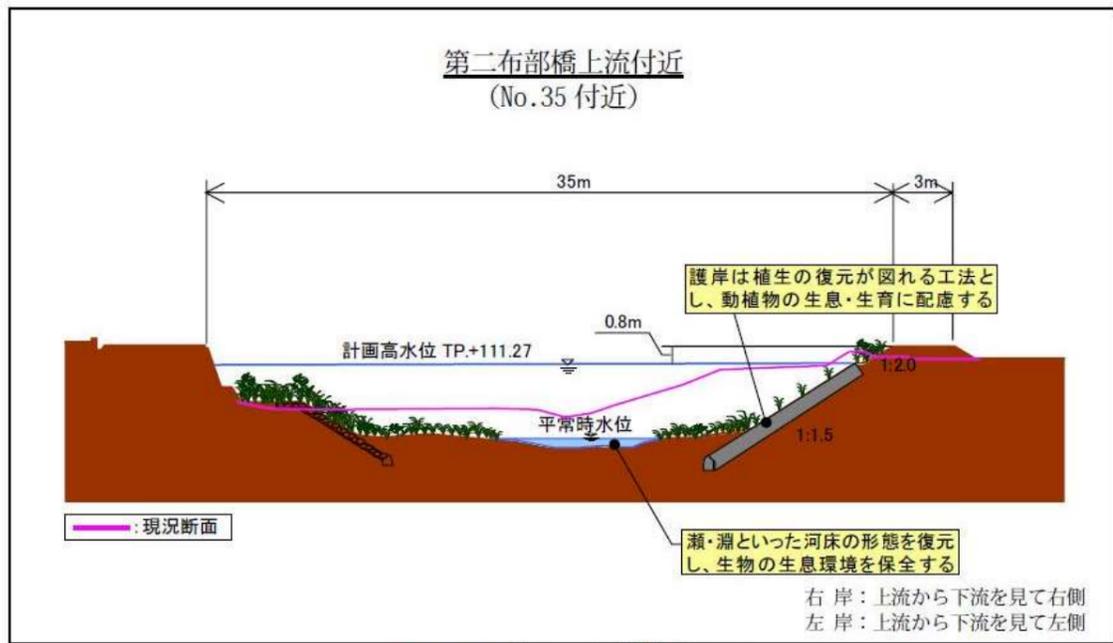
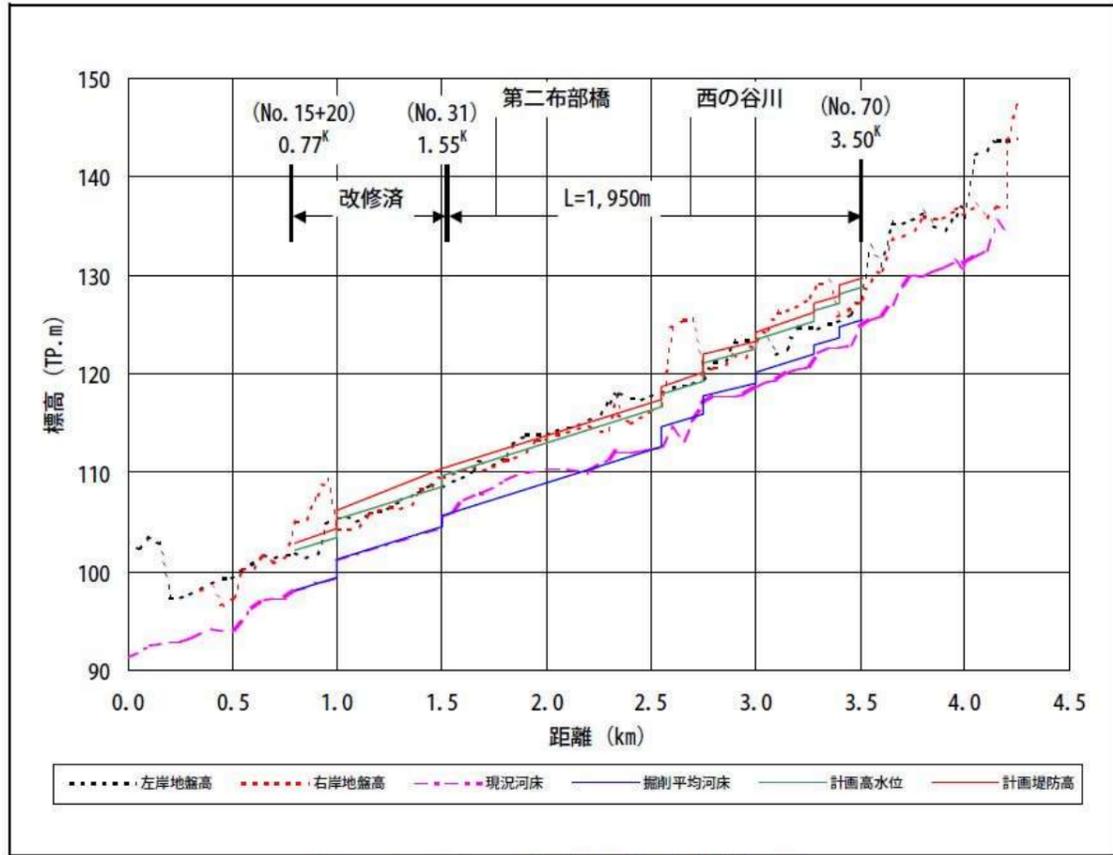


図-3.1.2(5) 飯梨川上流工区平面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）



旧（平成 18 年 5 月認可）

ii) 吉田川の河道改修

吉田川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

整備目標流量を図-3.1.2(8)に示します。

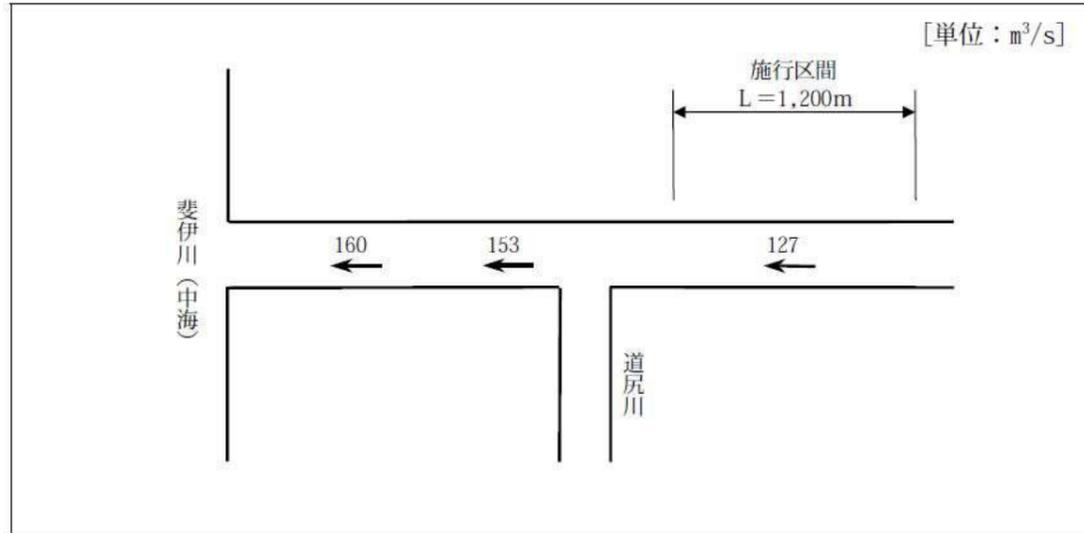


図-3.1.2(8) 吉田川整備計画目標流量図

動植物の生息・生育環境を保全するため、河道には滞筋の整備や植生の回復が図れる工法を採用します。また、河道屈曲部は現況の法線形を生かして瀬と淵を保全し、生態系に配慮します。

吉田川平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-3.1.2(9)～(11)に示します。

新（第 1 回変更）

(2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

① 吉田川

吉田川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

整備計画目標流量を図 4.1-2 に示します。

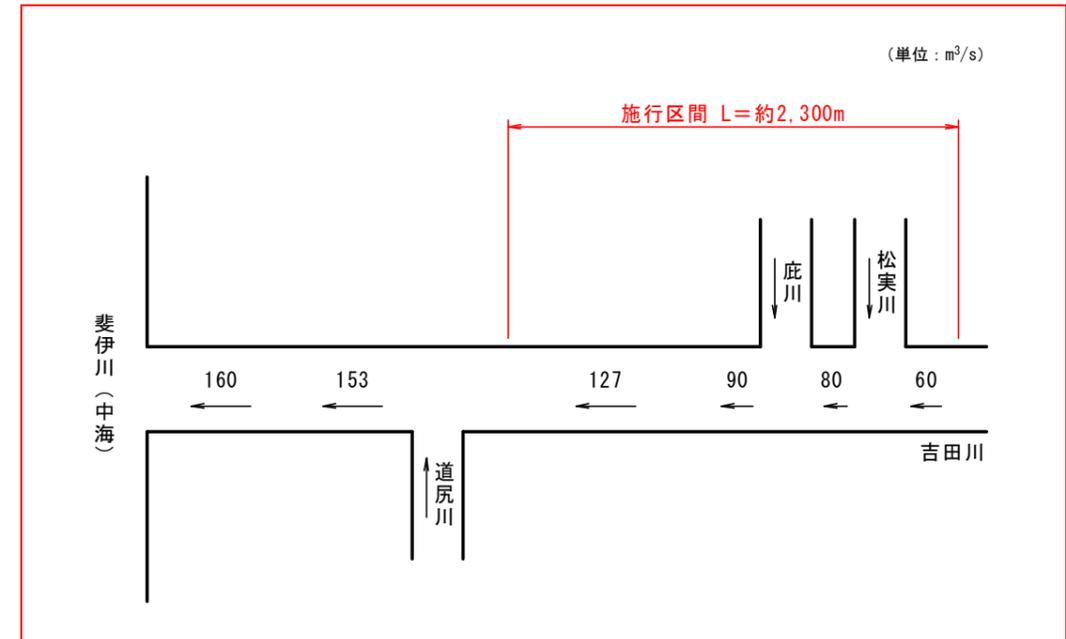


図 4.1-2 吉田川整備計画目標流量図

河床掘削を行う場合には、動植物の生息・生育環境を保全するため、河床にみお筋を確保するとともに、植生の保全・回復を図り単調な水際にならないように配慮します。また、堰等の構造物や支川合流点などにおいては水域の連続性を確保し、生態系に配慮します。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図 4.1-3～5 に示します。

旧（平成 18 年 5 月認可）

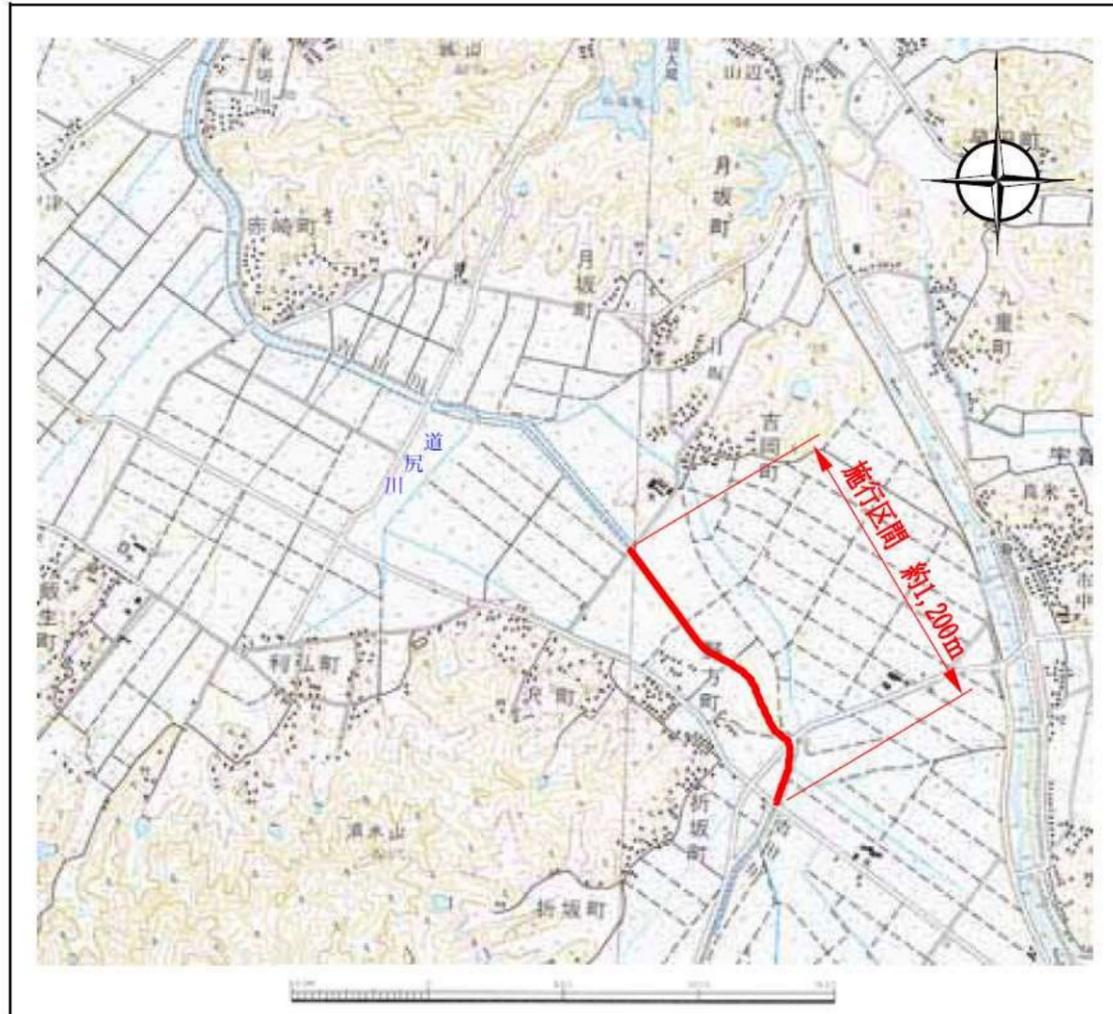


図-3.1.2(9) 吉田川平面図

新（第 1 回変更）

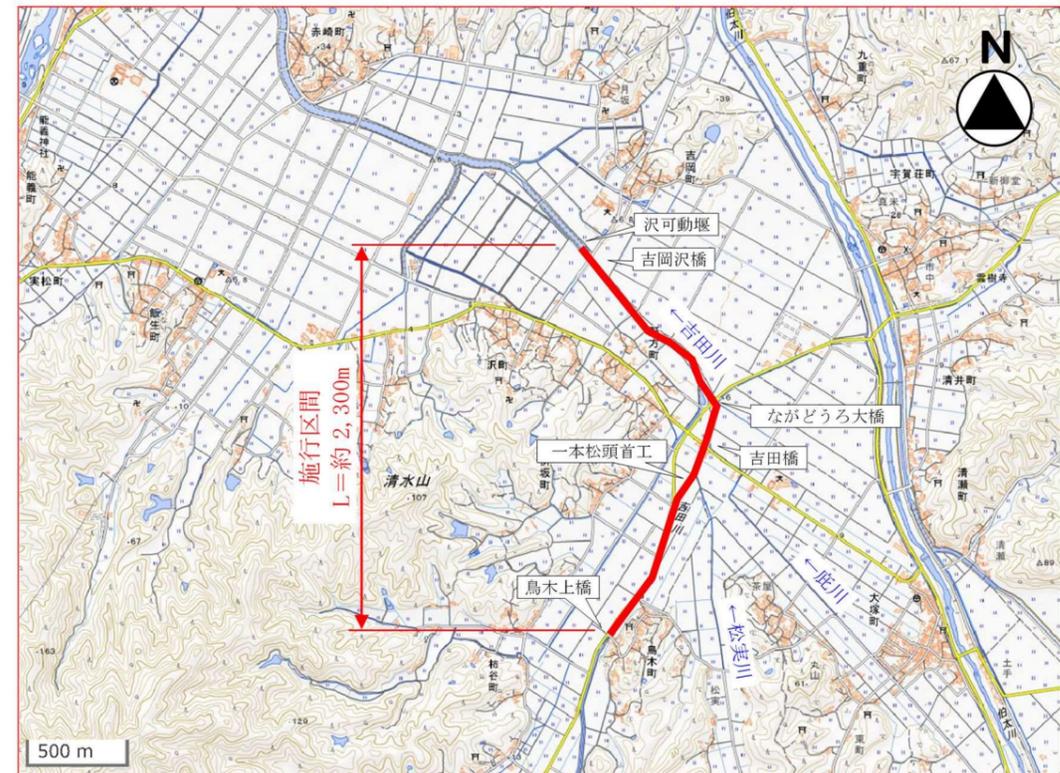


図 4.1-3 吉田川平面図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。

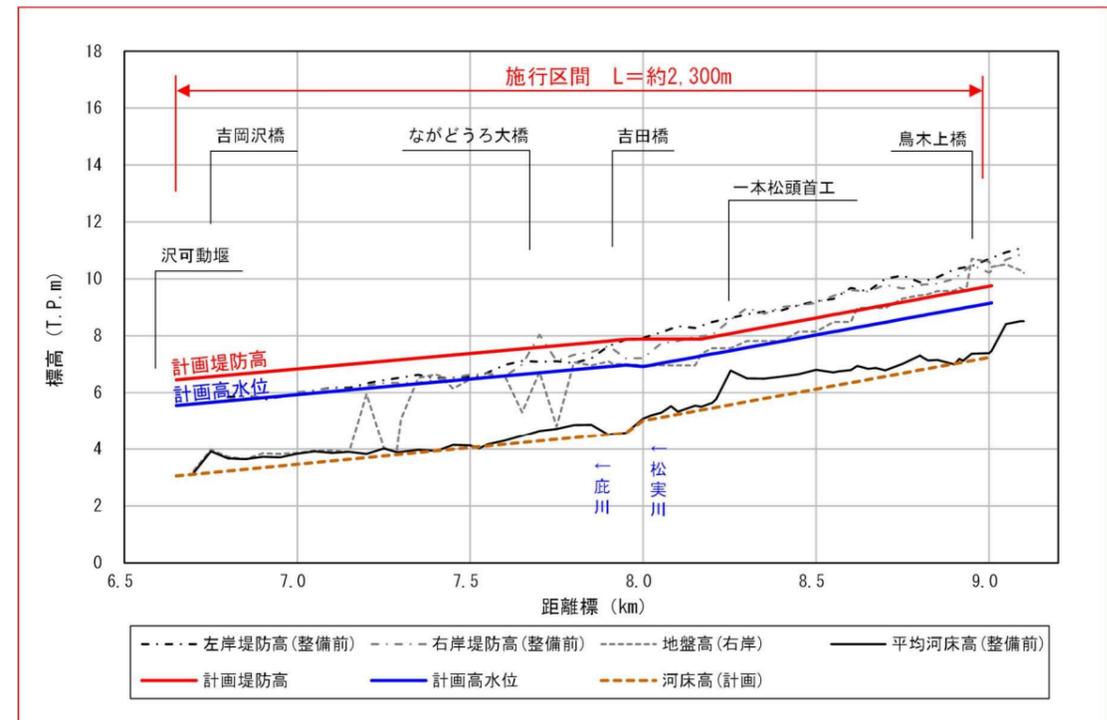


図 4.1-4 吉田川縦断面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

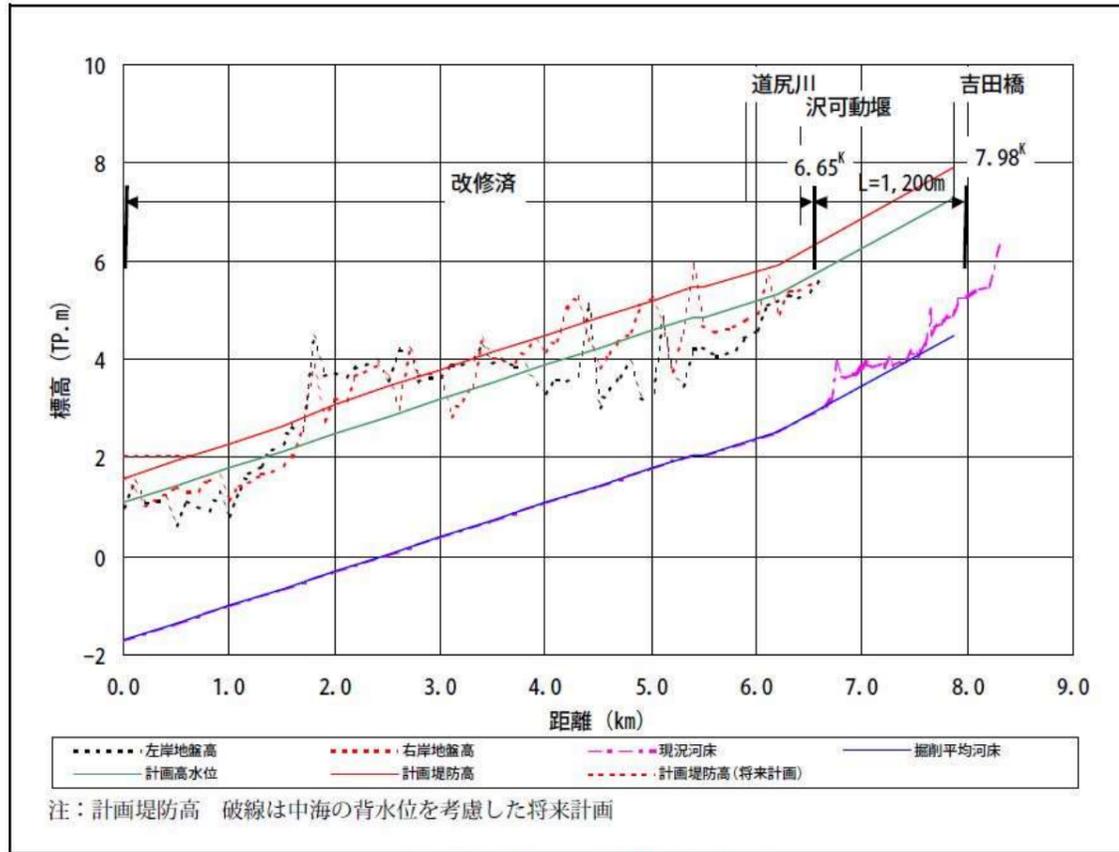


図-3.1.2(10) 吉田川縦断面図

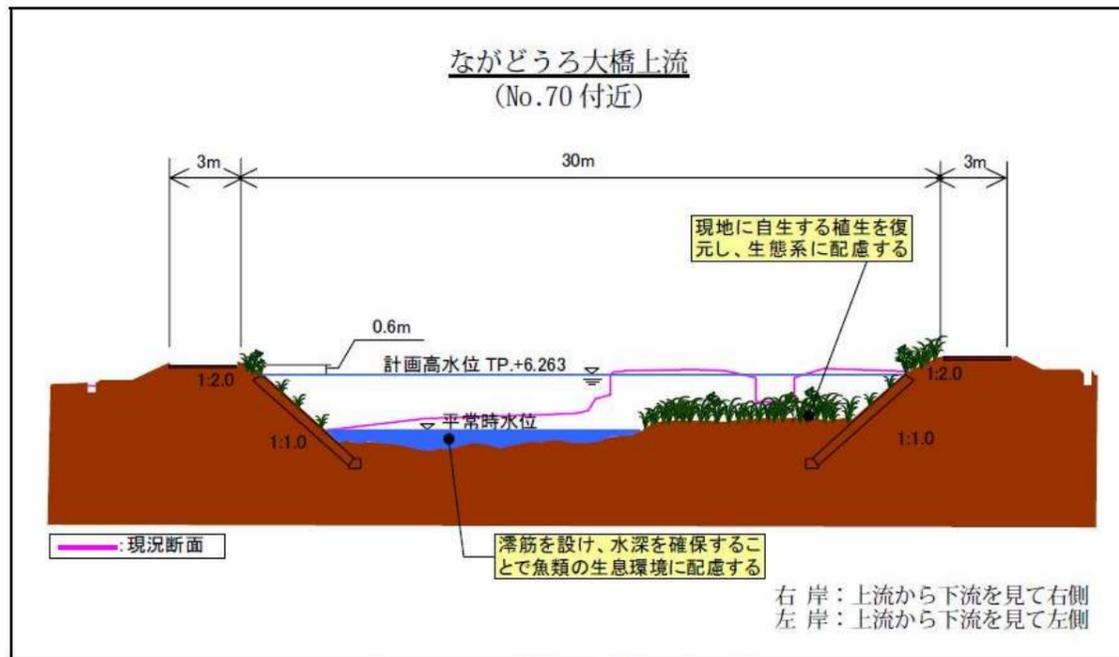


図-3.1.2(11) 標準横断面図

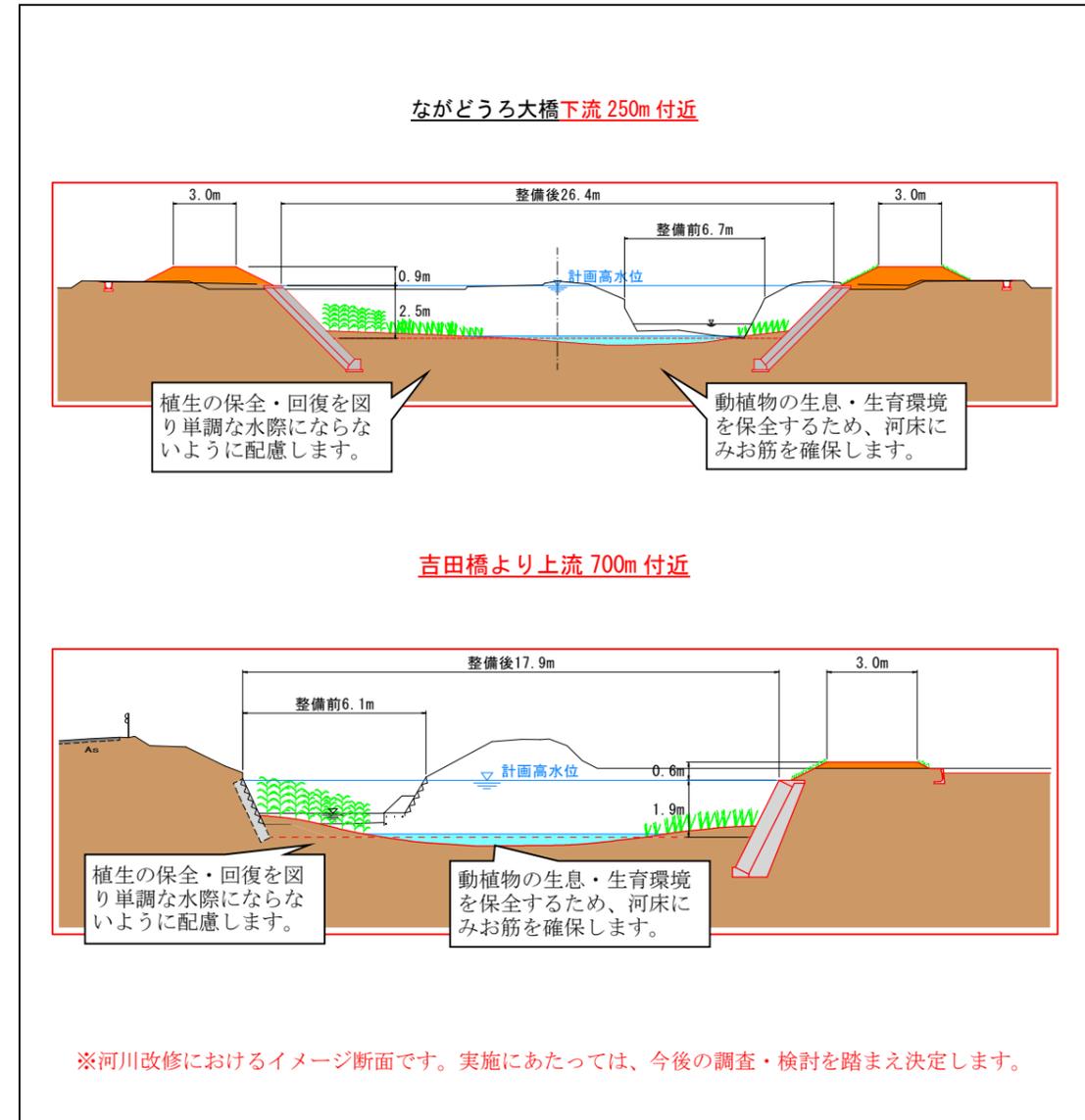


図 4.1-5 吉田川標準横断面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

iii) 木戸川の河道改修

木戸川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の市街地の浸水被害を防ぎます。

整備目標流量を図-3.1.2(12)に示します。

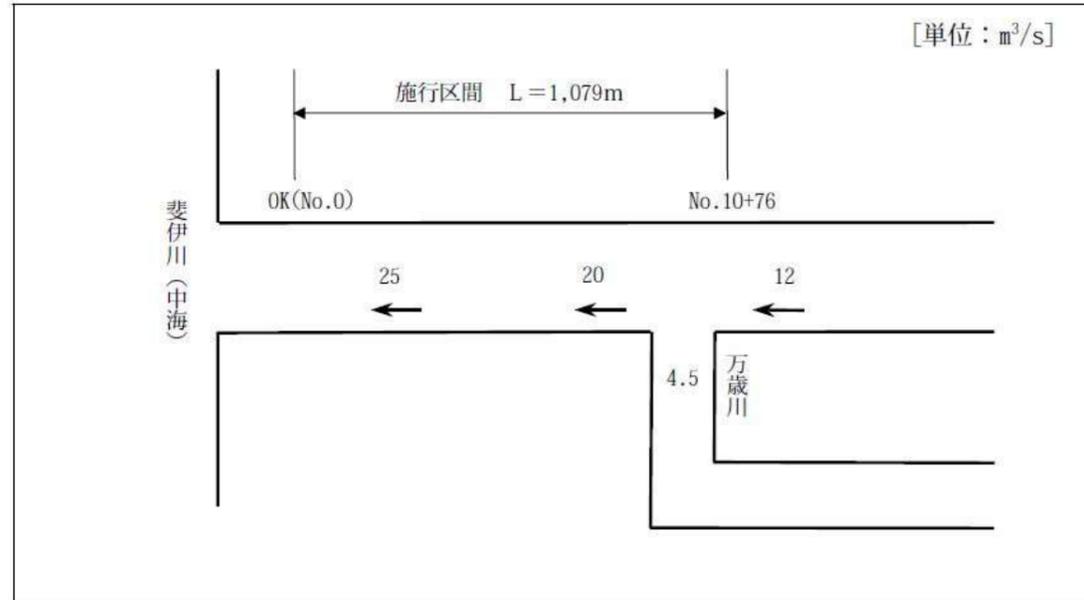


図-3.1.2(12) 木戸川整備計画目標流量図

護岸には、魚類や水生植物等の生息・生育環境に配慮し間隙を持たせる他、植生機能のあるものを採用します。

十神とくみ小学校、安来幼稚園、安来保育所などが隣接する区間については、身近な河川空間となっていることから、子供たちが安心して水辺に親しむことができるように「水辺のみづの楽校」として地域と一体となった河川整備を実施します。

木戸川平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-3.1.2(13)～(15)に示します。

新（第 1 回変更）

② 木戸川

木戸川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の市街地の浸水被害を防ぎます。

整備計画目標流量を図 4.1-6 に示します。

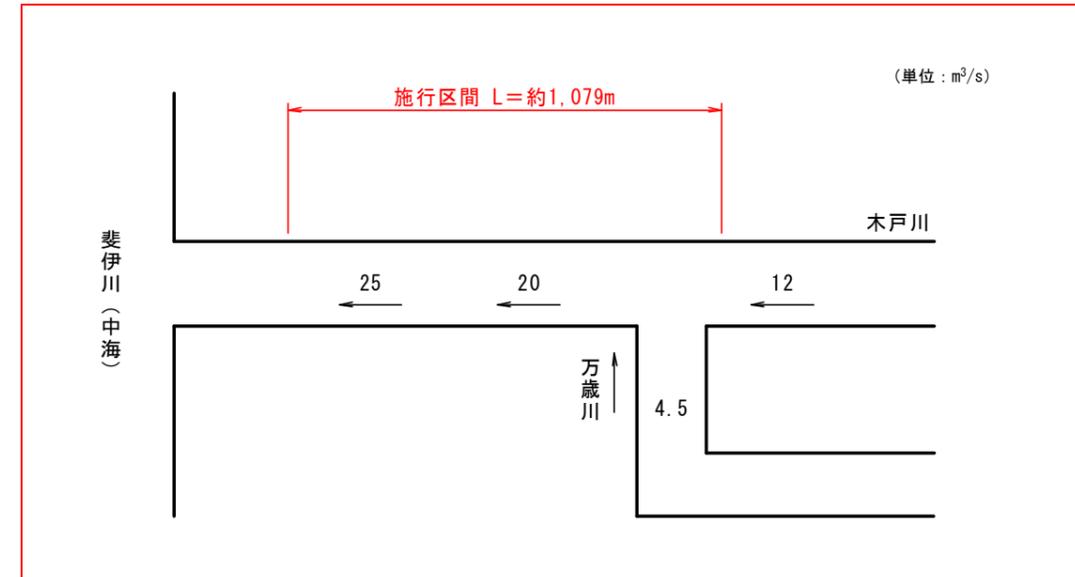


図 4.1-6 木戸川整備計画目標流量図

護岸には、魚類や水生植物等の生息・生育環境に配慮し間隙を持たせるほか、植生機能のあるものを採用します。

なお、十神小学校、安来幼稚園、安来保育所などが隣接する区間については、身近な河川空間となっていることから、子供たちが安心して水辺に親しむことができるように「水辺の楽校」として地域と一体となった河川整備を実施しています。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図 4.1-7～9 に示します。

旧（平成18年5月認可）

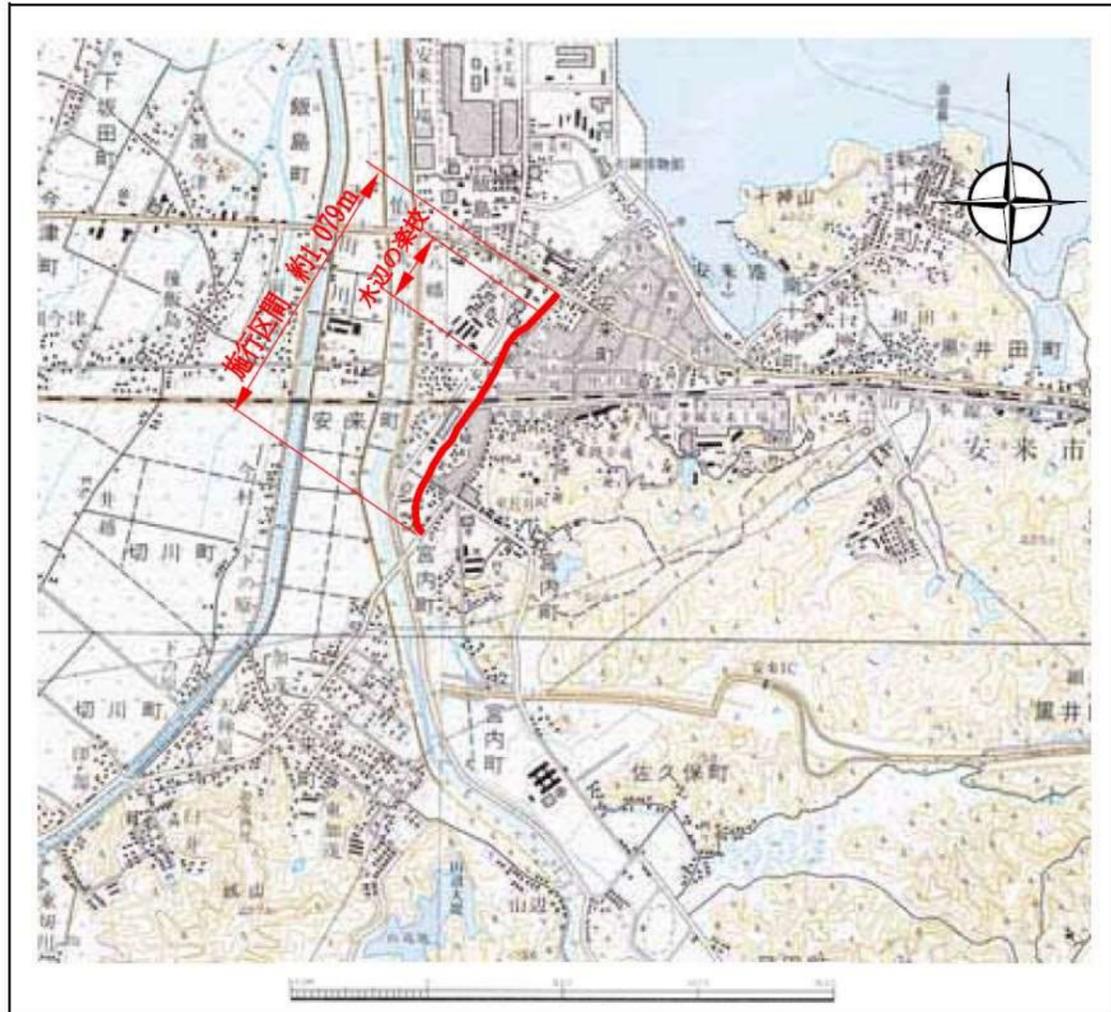


図-3.1.2(13) 木戸川平面図

新（第1回変更）



図 4.1-7 木戸川平面図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。

旧（平成 18 年 5 月認可）

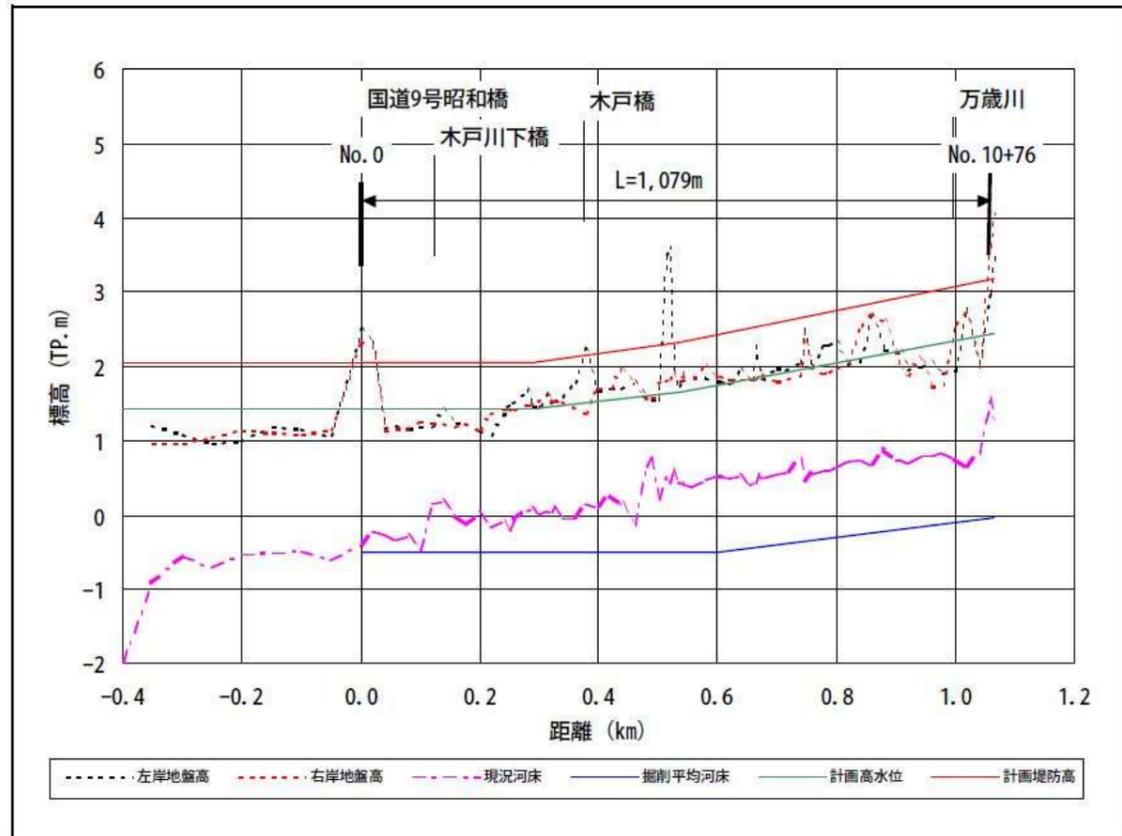


図-3.1.2(14) 木戸川縦断面図

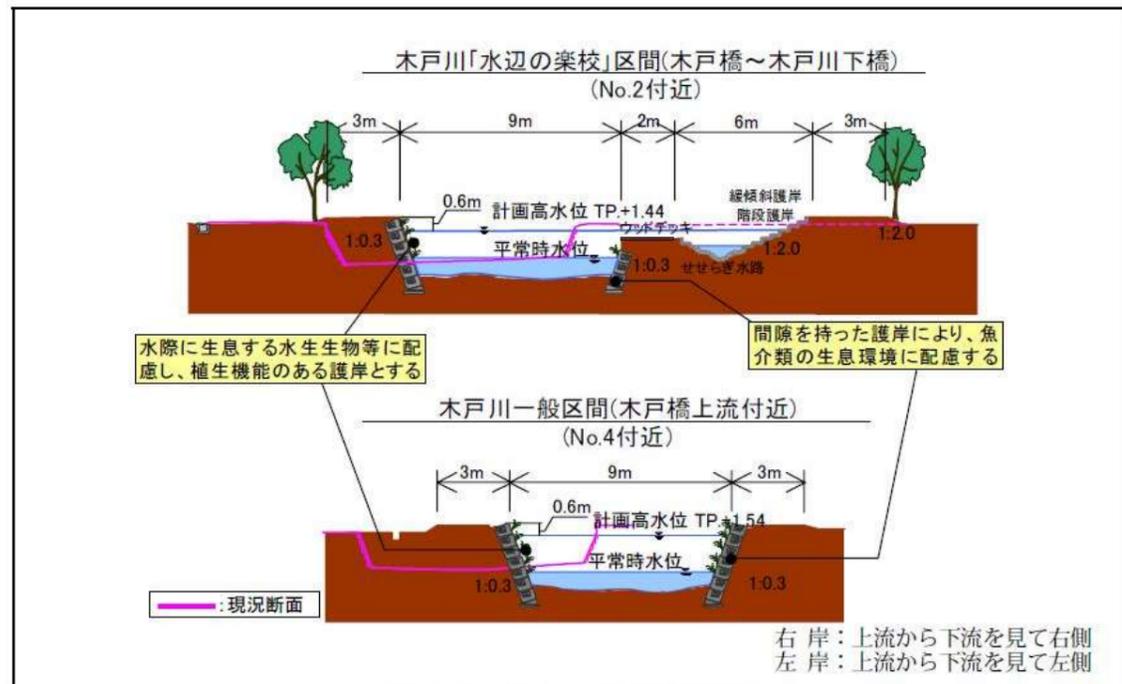


図-3.1.2(15) 標準横断面図

新（第 1 回変更）

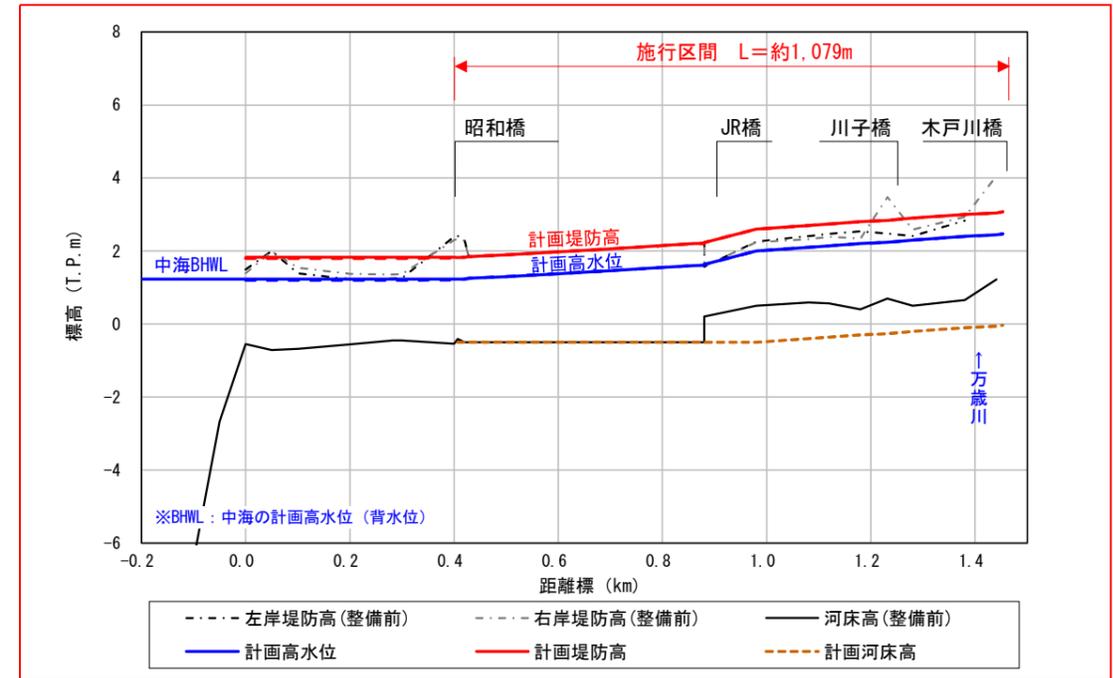


図 4.1-8 木戸川縦断面図

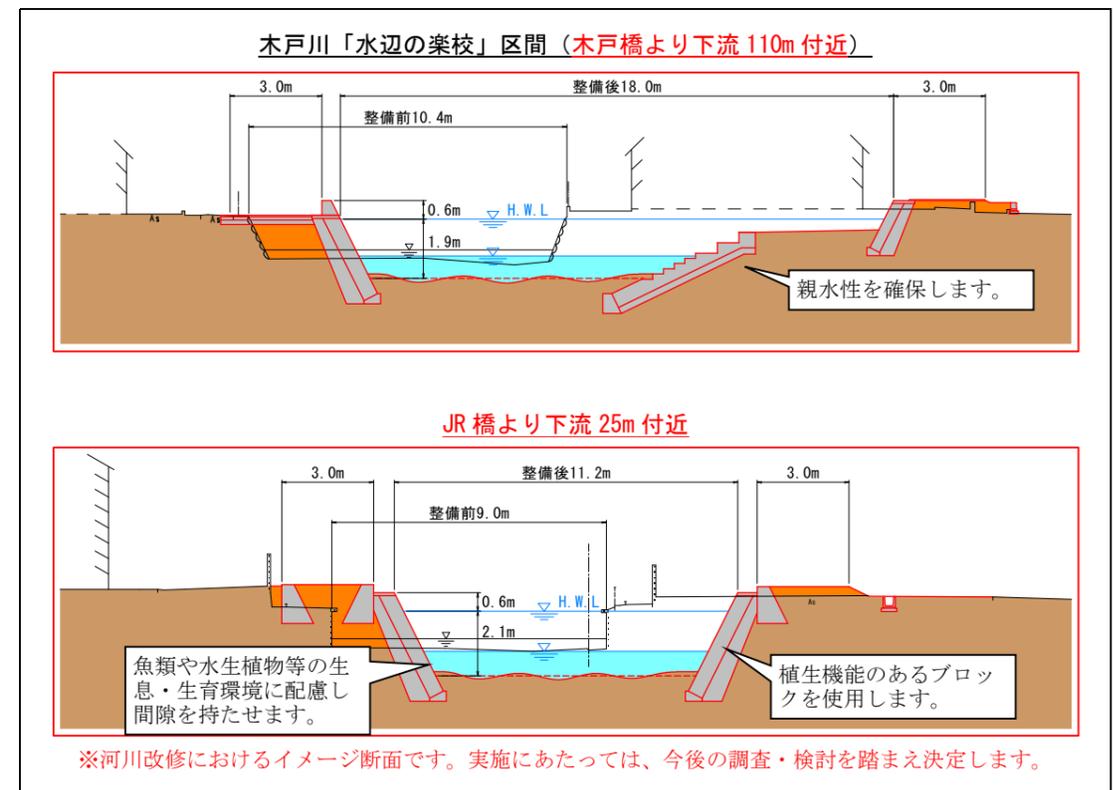


図 4.1-9 木戸川標準横断面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

iv) 田頼川の河道改修

田頼川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

整備目標流量を図-3.1.2(16)に示します。

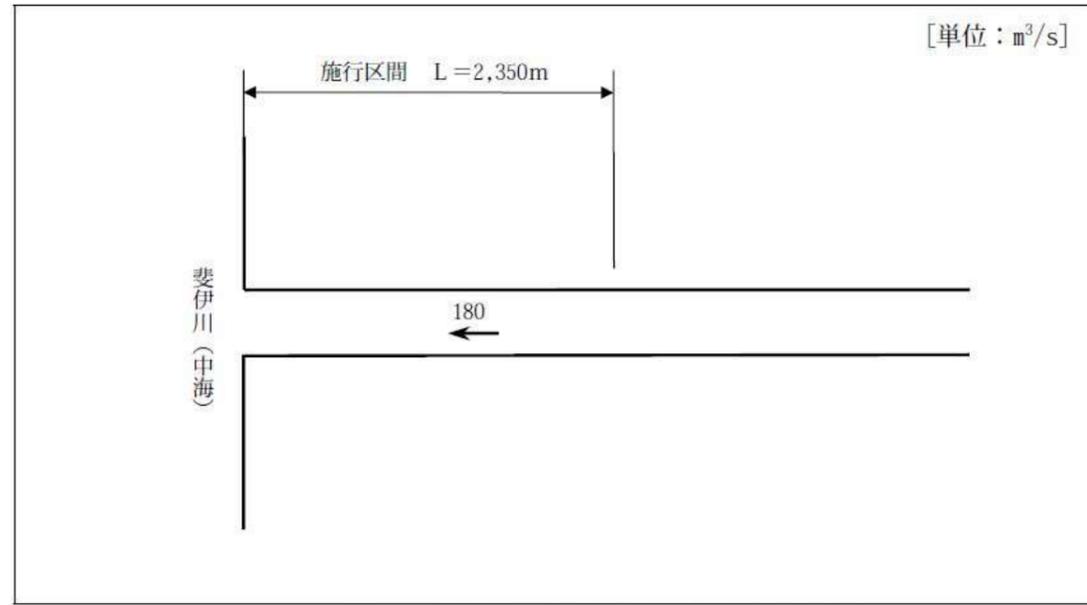


図-3.1.2(16) 田頼川整備計画目標流量図

河床には、木杭や現地発生材を利用した寄石による低水路を設け、魚類等の水生生物の生息環境に配慮します。また、現況の瀬や淵を生かしながら河道幅を拡幅し、護岸等は植生の復元が図れる工法とし、環境に配慮した河道改修を行います。

田頼川平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-3.1.2(17)～(19)に示します。

新（第 1 回変更）

③ 田頼川・津田平川

田頼川及び津田平川の洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

整備計画目標流量を図 4.1-10 に示します。

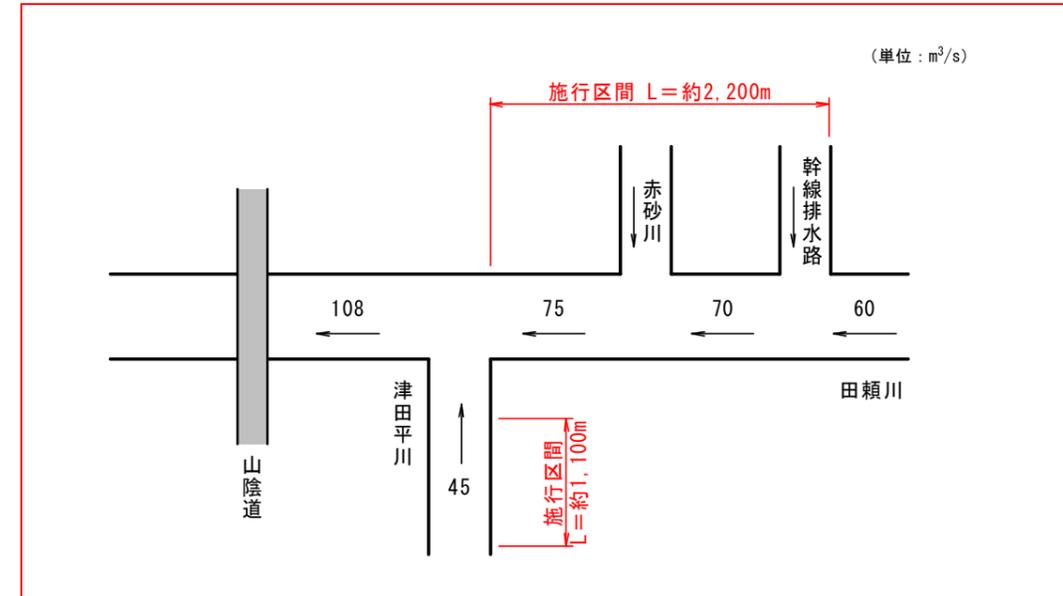


図 4.1-10 田頼川・津田平川整備計画目標流量図

河床掘削を行う場合には、動植物の生息・生育環境を保全するため、河床にみお筋を確保するとともに、植生の保全・回復を図り単調な水際にならないように配慮します。また、津田平川の山付区間は片側拡幅等により現況の自然河岸を極力保存します。堰等の構造物や支川合流点などにおいては水域の連続性を確保し、生態系に配慮します。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図 4.1-11～15 に示します。

旧（平成18年5月認可）

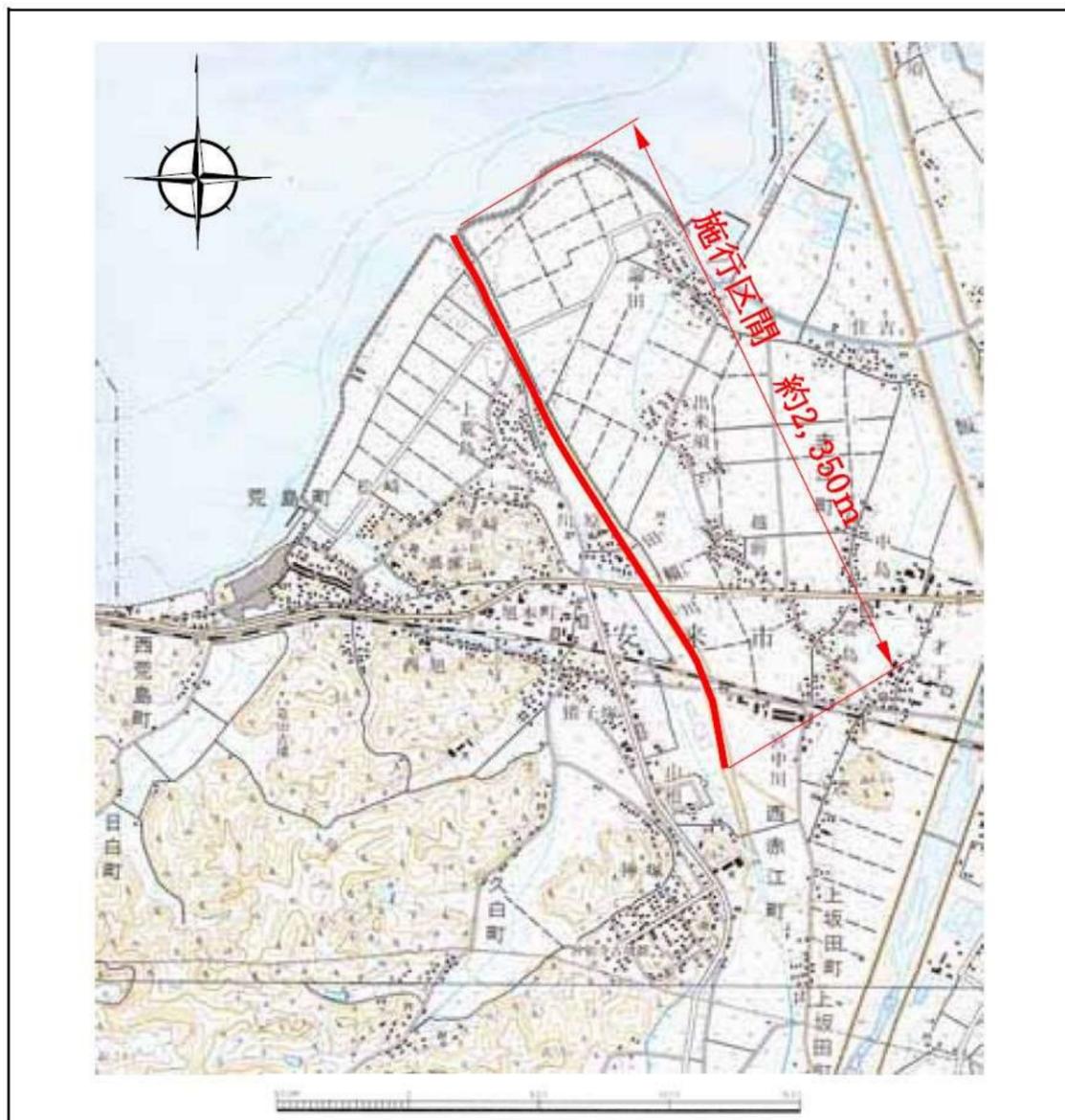


図-3.1.2(17) 田頼川平面図

新（第1回変更）

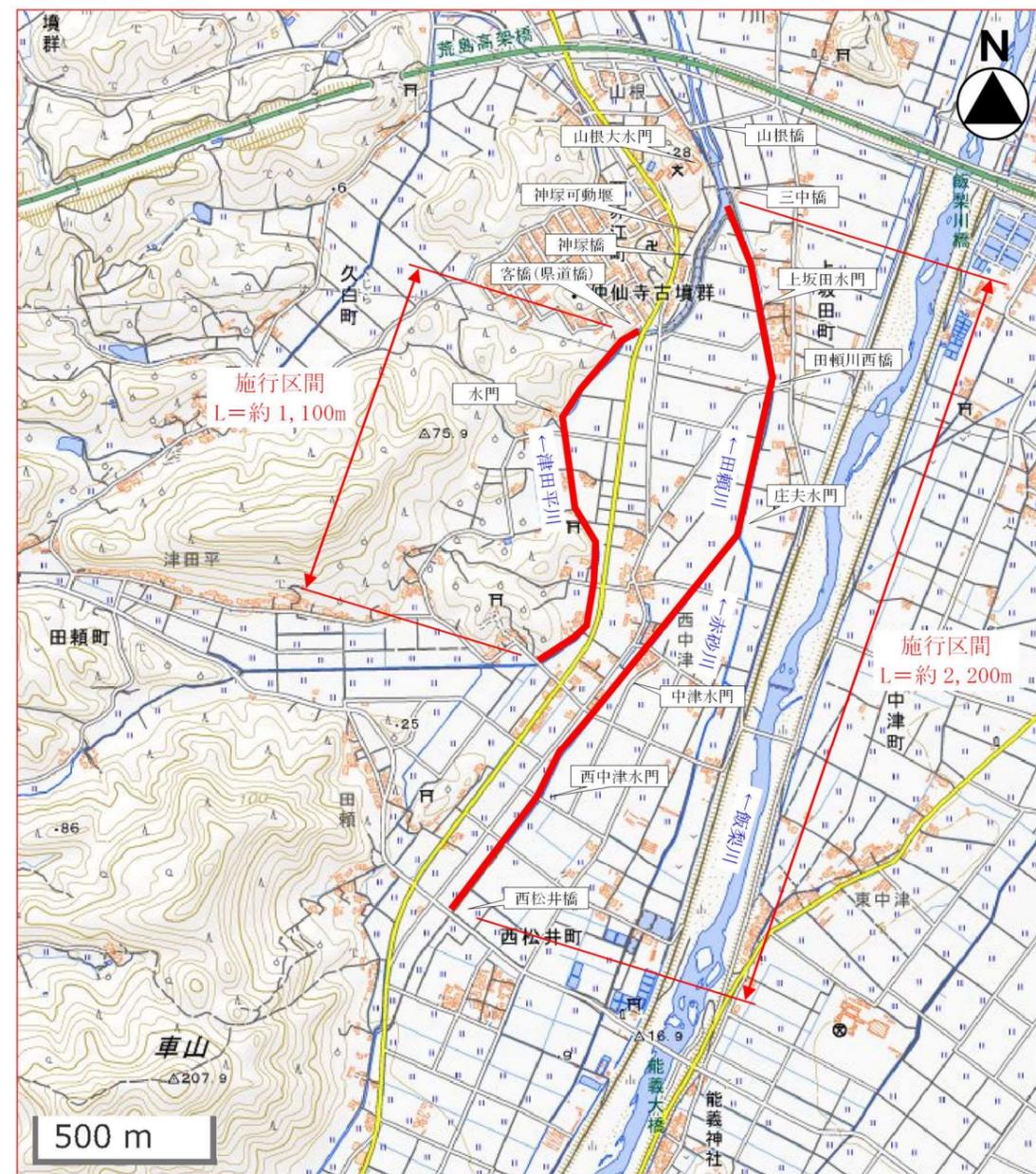


図 4.1-11 田頼川・津田平川平面図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。

旧（平成 18 年 5 月認可）

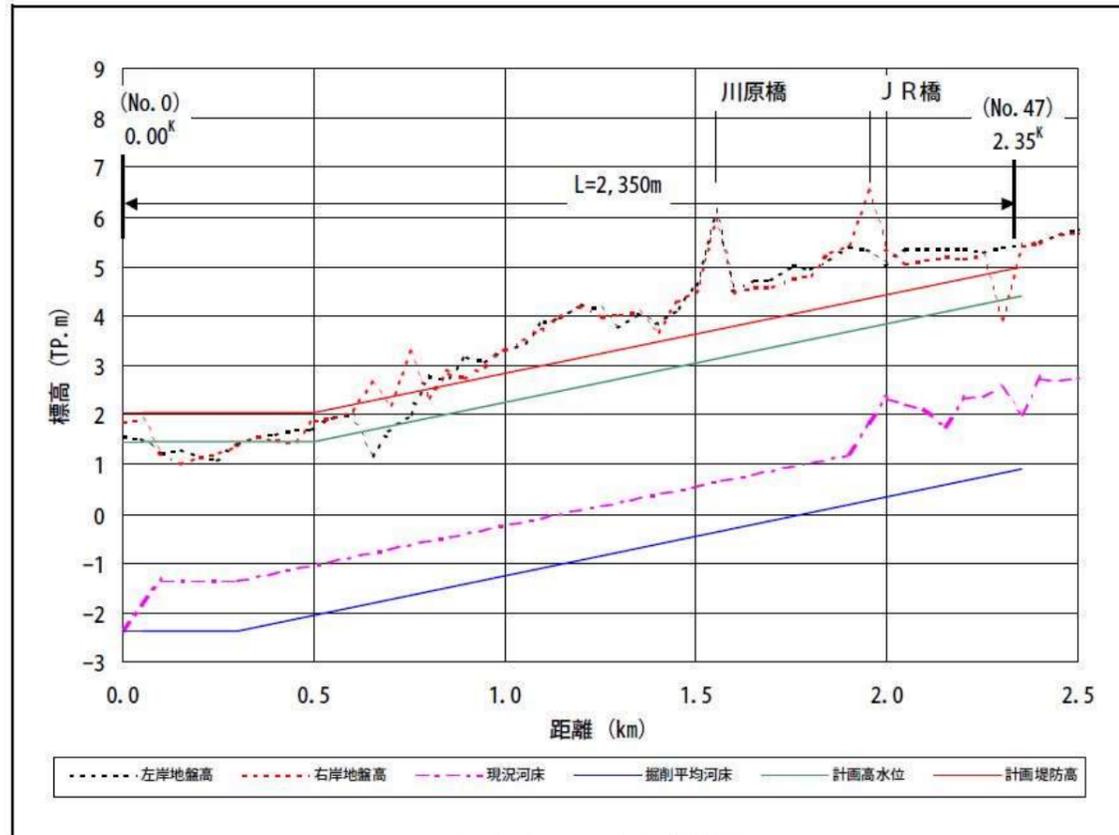


図-3.1.2(18) 田頼川縦断面図

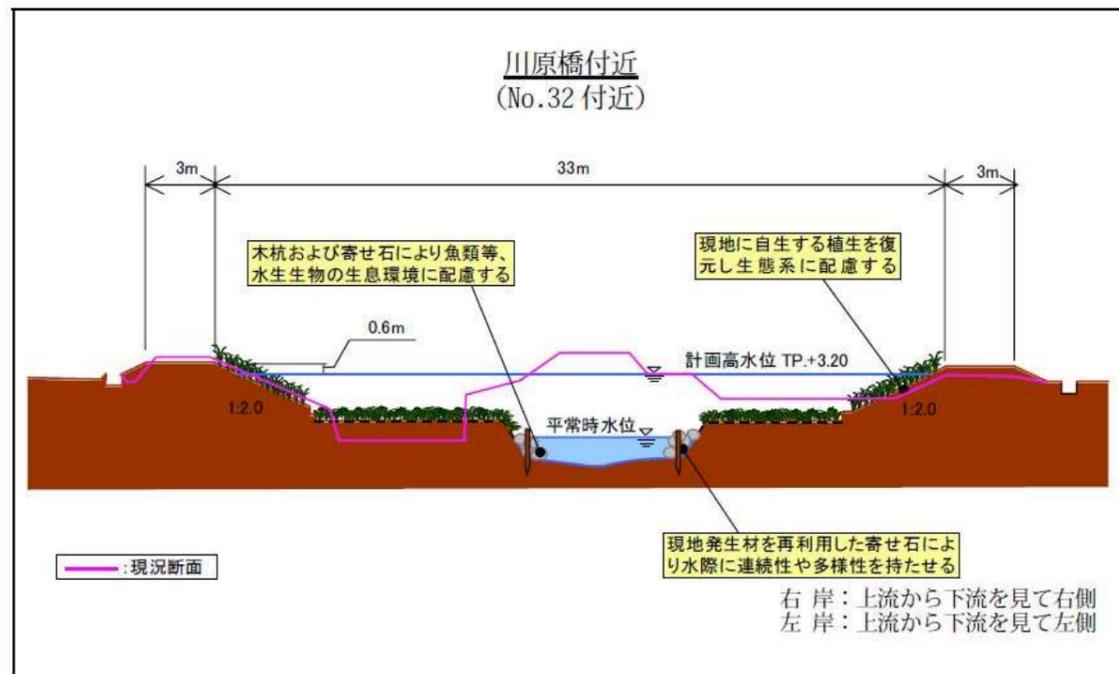


図-3.1.2(19) 標準横断面図

新（第 1 回変更）

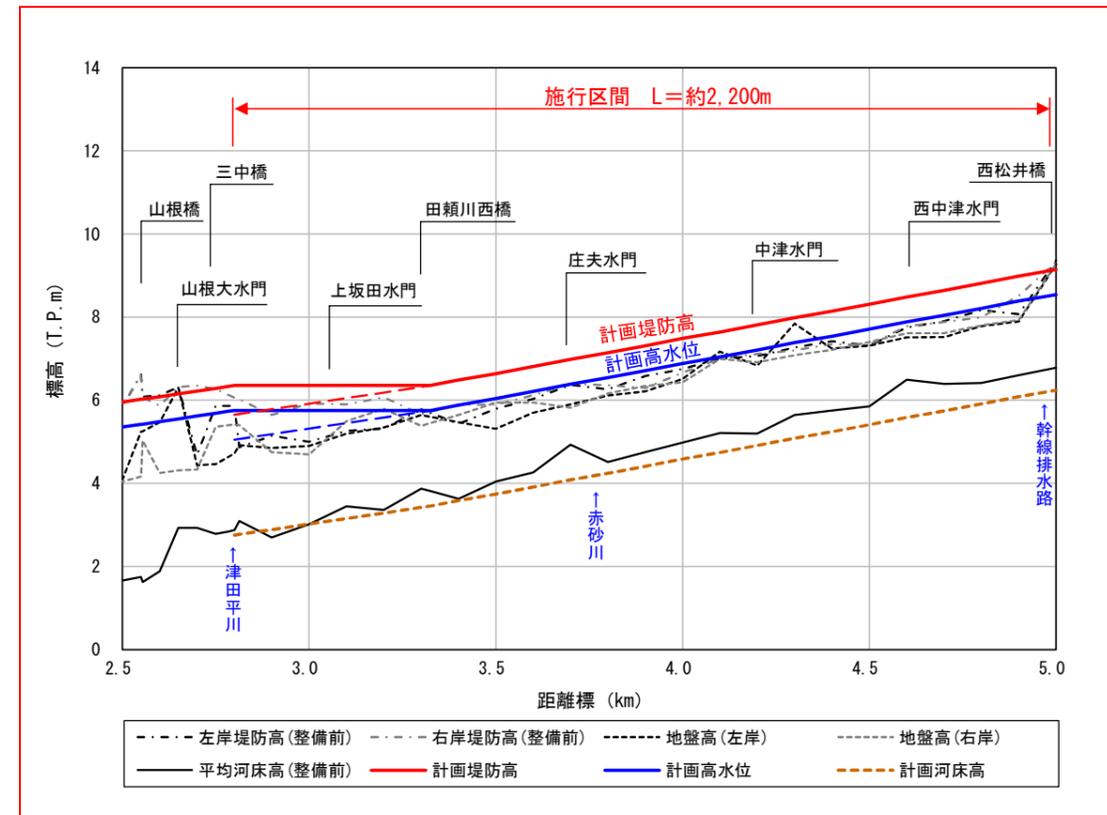


図 4.1-12 田頼川縦断面図

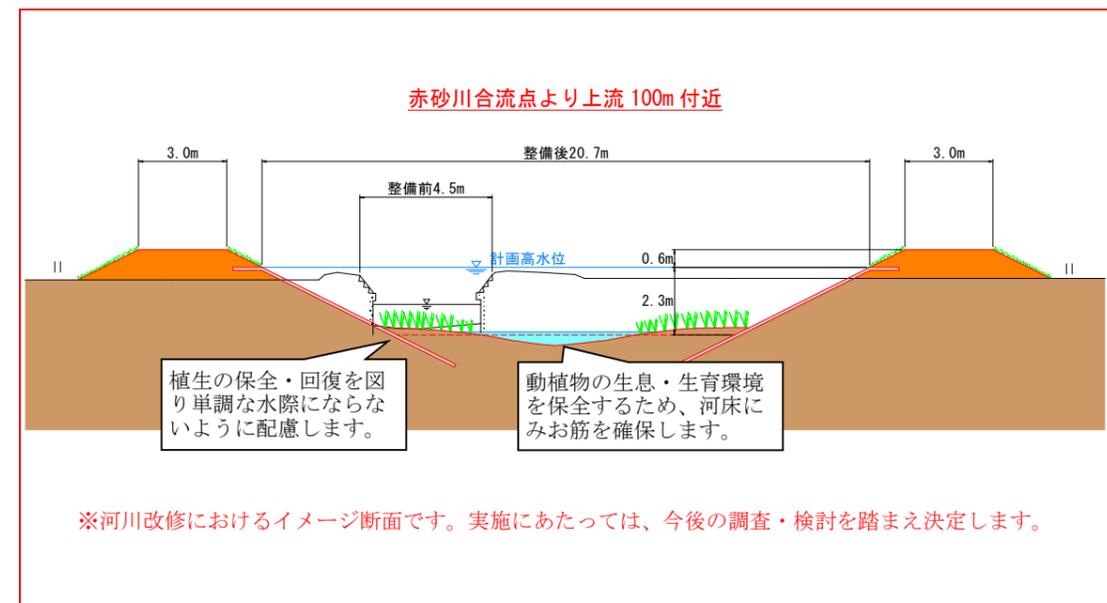


図 4.1-13 田頼川標準横断面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

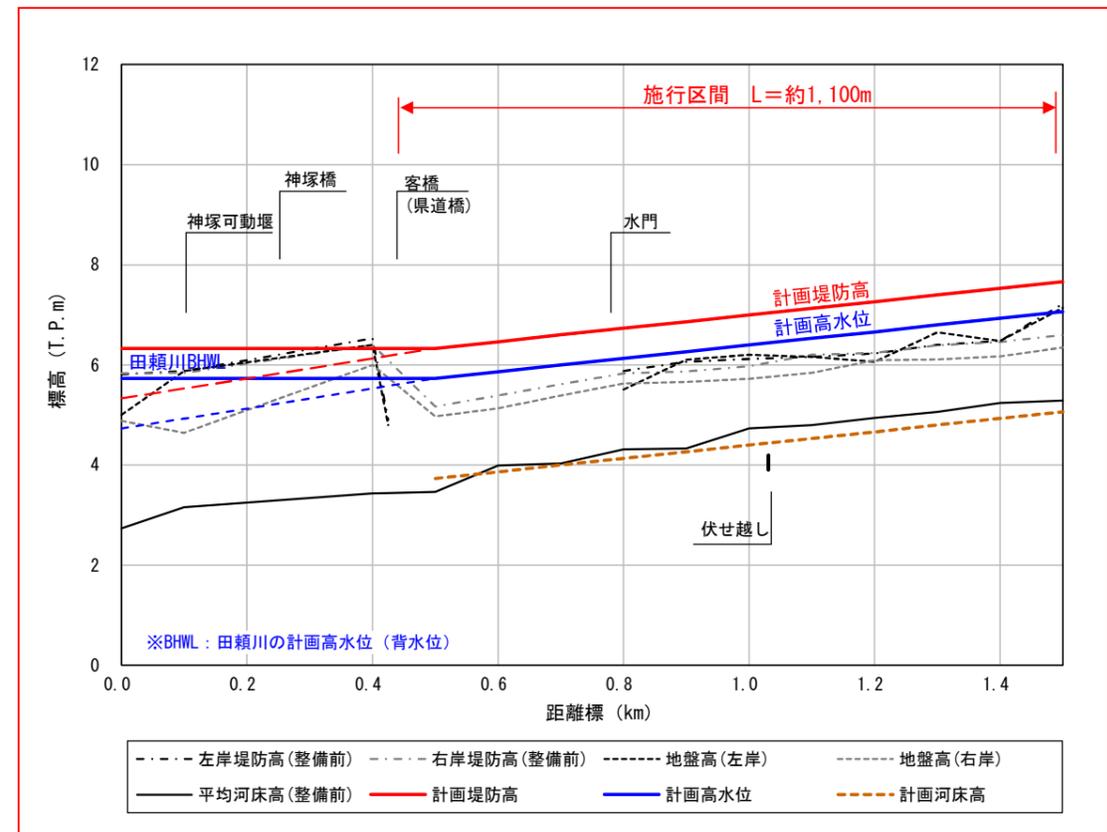


図 4.1-14 津田平川縦断面図

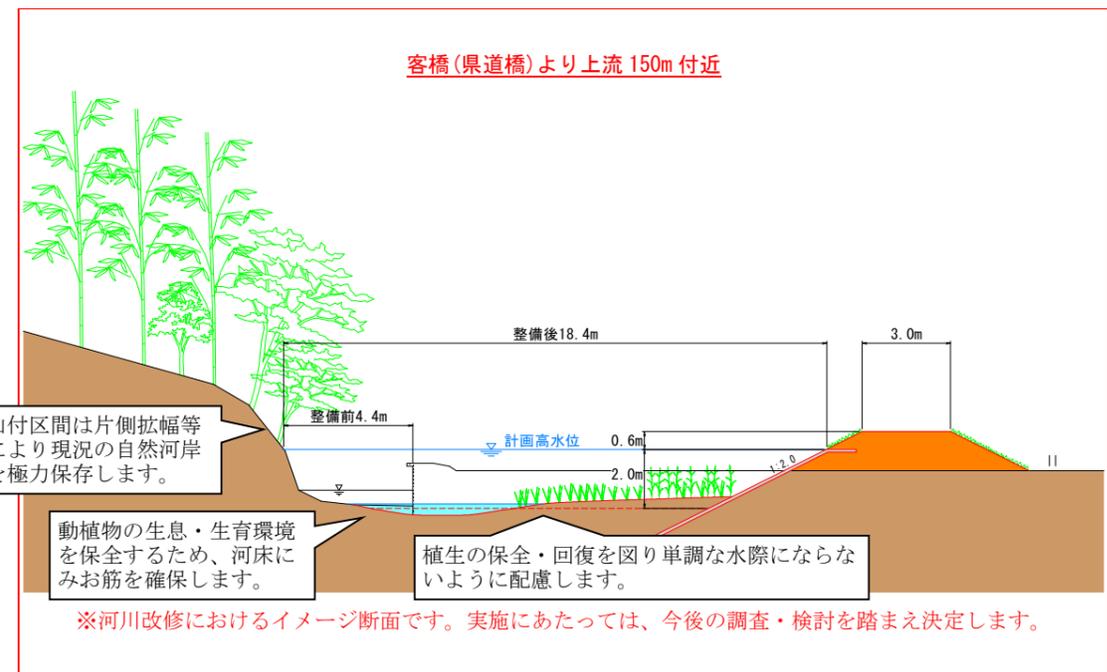


図 4.1-15 津田平川標準横断面図

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

④ 蛇喰川

蛇喰川の洪水を安全に流下させるため、放水路整備と樋門上流の河道改修を行うことにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を軽減します。

整備計画目標流量を図 4.1-16 に示します。

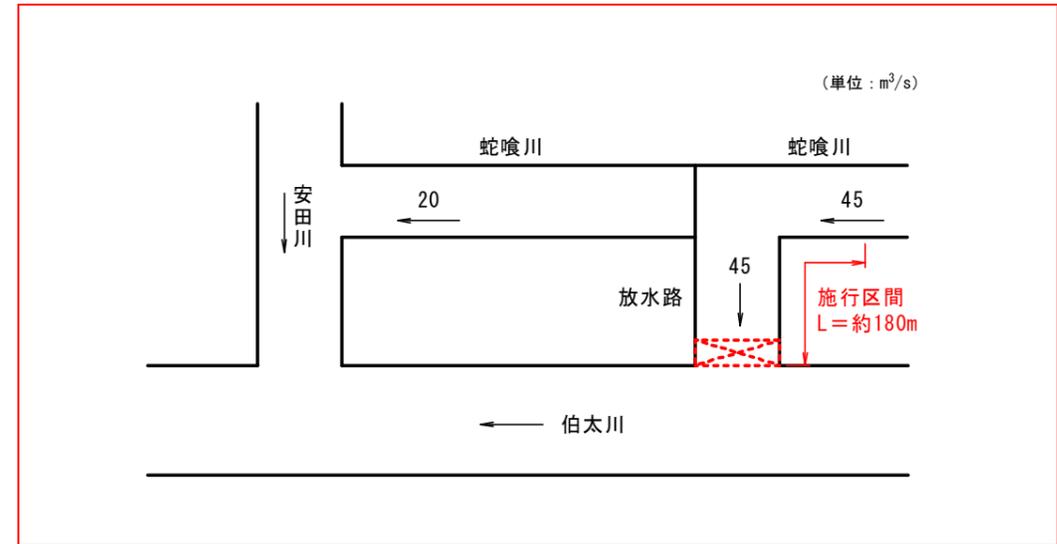


図 4.1-16 蛇喰川整備計画目標流量図

河床掘削を行う場合には、動植物の生息・生育環境を保全するため、河床にみお筋を確保するとともに、植生の保全・回復を図り単調な水際にならないように配慮します。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図 4.1-17～19 に示します。

旧（平成 18 年 5 月認可）

新（第 1 回変更）

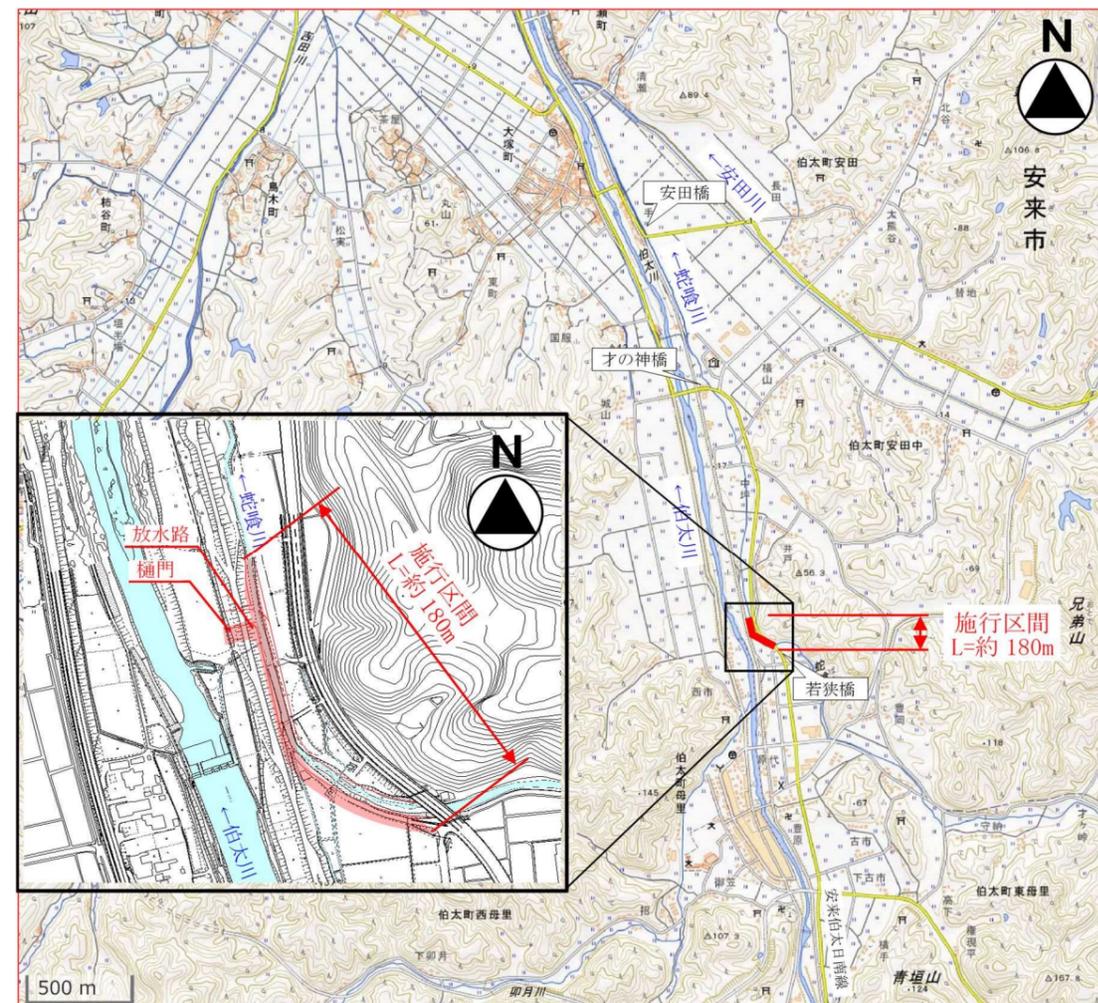


図 4. 1-17 蛇喰川平面図

※この地図は、国土地理院の電子地形図(タイル)を使用したものである。



旧（平成18年5月認可）

新（第1回変更）

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、生息種が河口域から中・上流域にわたり多種多様で、水環境の良好な中海支川域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、平常時の河川巡視によって早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

(2) 伐採、除草による維持

河川管理施設や河道の流下能力の維持、または河川環境上悪影響を及ぼす場合は、関係機関と協力し、立木の伐採、除草等適切な維持管理を行います。

(3) 護岸、堤防の維持

護岸、堤防については、法崩れ、亀裂、陥没等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

(4) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、平常時の河川巡視や点検を実施して状況を把握するとともに、復旧・修繕、補修・更新並びに局所的に堆積した土砂等の撤去を行います。また、洪水時において操作を行う必要がある水門・樋門等の施設については、的確な操作が実施できるよう操作環境の改善及び操作の自動化を推進します。

(5) ダムの維持

貯水池については、巡視、堆砂測量及び水質のモニタリング等を行い状況を把握するとともに、ダム本体については、漏水量及び揚圧力等の測定を行います。また、観測設備、警報設備及び放流設備等についても定期的な点検を行い、ダム機能の維持管理に努めます。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、生息種が河口域から中・上流域にわたり多種多様で、水環境の良好な中海支川域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河道の維持管理

河道の流下能力を確保するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、地域状況等を考慮し、必要に応じて対策を実施します。

① 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。

土砂撤去の際には、従来からあった瀬や淵、みお筋をできるだけ残し、現地の大石を搬出せずに水際に存置することで、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、平常時の河川巡視によって早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

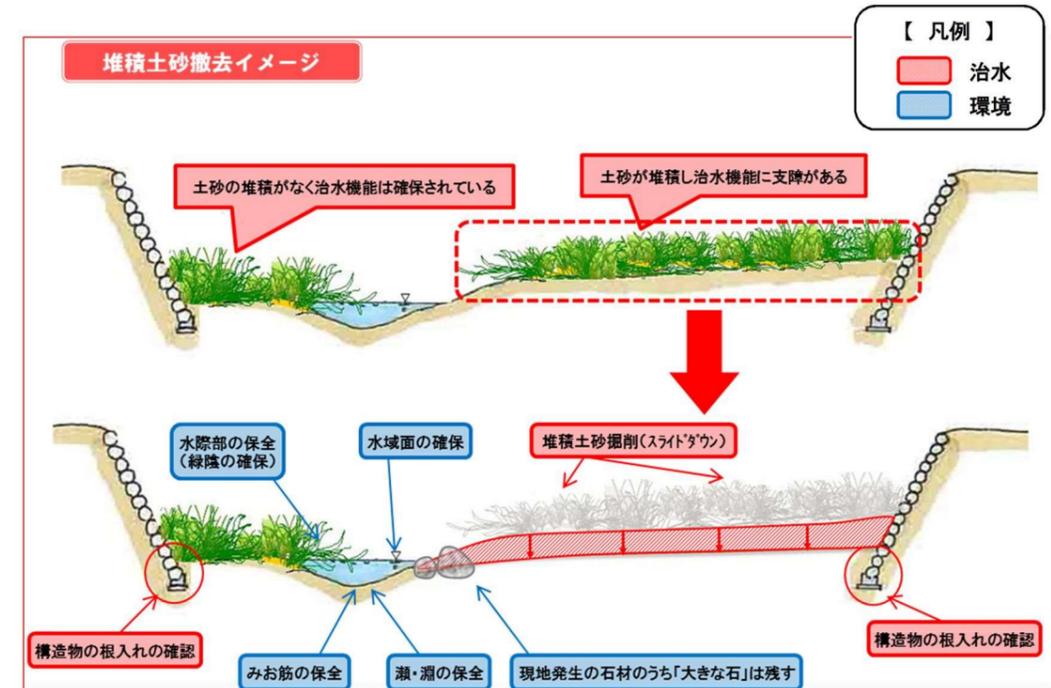
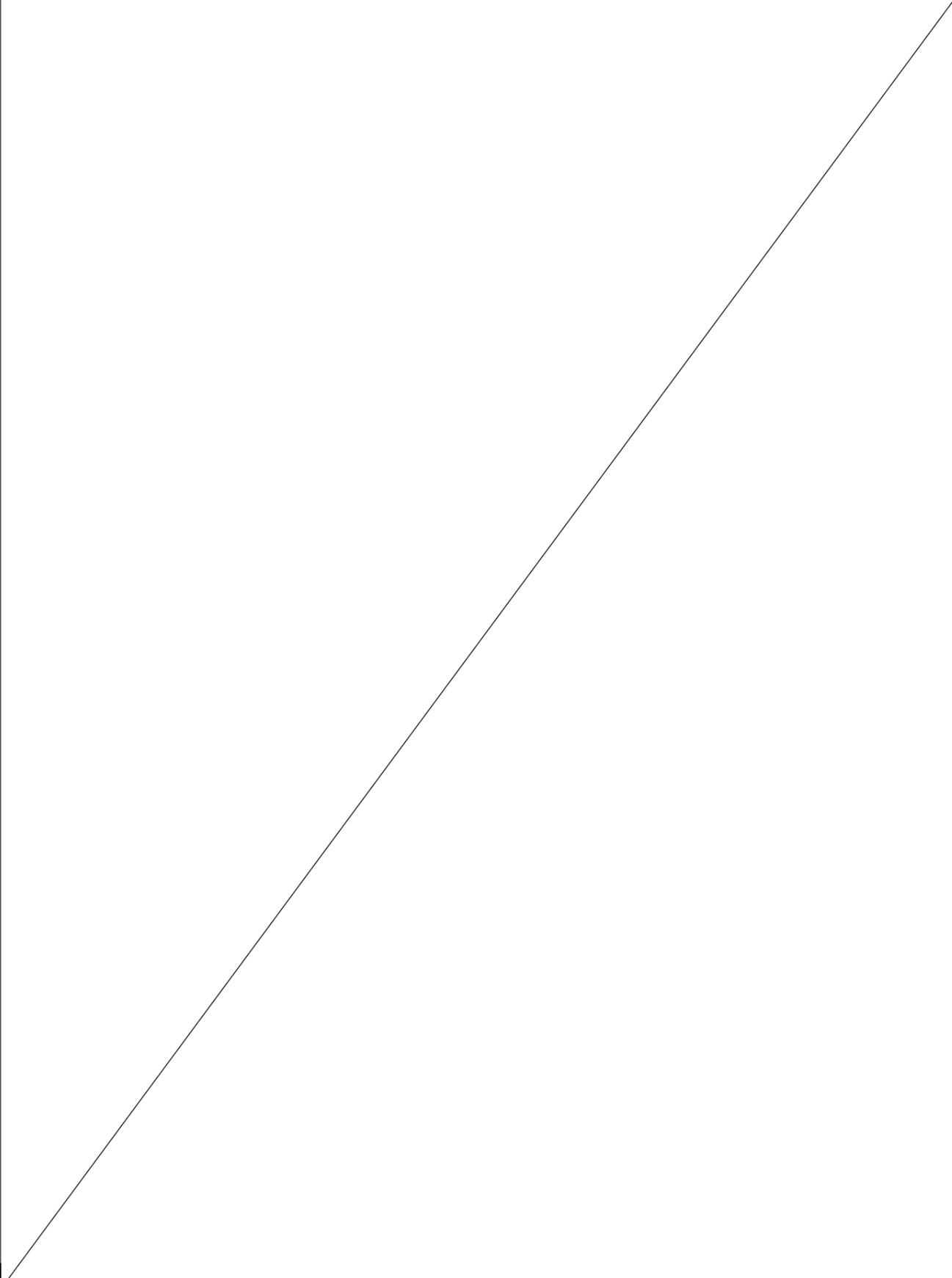


図 4.2-1 堆積土砂撤去イメージ図

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">＜対比のため再掲＞</p> <p><b>3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</b>                  河川の維持管理は、生息種が河口域から中・上流域にわたり多種多様で、水環境の良好な中海支川域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。</p> <p><b>(1) 河床の維持</b>                  河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、平常時の河川巡視によって早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。</p> <p><b>(2) 伐採、除草による維持</b>                  河川管理施設や河道の流下能力の維持、または河川環境上悪影響を及ぼす場合は、関係機関と協力し、立木の伐採、除草等適切な維持管理を行います。</p> <p><b>(3) 護岸、堤防の維持</b>                  護岸、堤防については、法崩れ、亀裂、陥没等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。</p> <p><b>(4) 河川管理施設の維持管理</b>                  河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、平常時の河川巡視や点検を実施して状況を把握するとともに、復旧・修繕、補修・更新並びに局所的に堆積した土砂等の撤去を行います。また、洪水時において操作を行う必要がある水門・樋門等の施設については、的確な操作が実施できるよう操作環境の改善及び操作の自動化を推進します。</p> <p><b>(5) ダムの維持</b>                  貯水池については、巡視、堆砂測量及び水質のモニタリング等を行い状況を把握するとともに、ダム本体については、漏水量及び揚圧力等の測定を行います。また、観測設備、警報設備及び放流設備等についても定期的な点検を行い、ダム機能の維持管理に努めます。</p>	<p><b>② 伐採、除草等による維持</b>                  河道内立木の繁茂状況を定期的に調査し、洪水等の安全な流下や河川管理施設の管理に支障となる場合は、関係機関や河川愛護団体と連携・協力し、立木の伐採、除草、不法投棄防止の啓発や河川美化等適切な維持管理を計画的に行います。                  また、特定外来生物に指定されている動植物の生息・生育の拡大により影響が懸念される場合には、関係機関と協議のうえ、駆除等に努めるとともに、特定外来生物に指定されている植物の伐採、除草を行う際は、法律に従い適切に処理を行い拡散防止に注意を払います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1665 619 2133 968">  <p style="text-align: center;">写真 4.2-1 オオフサモ</p> </div> <div data-bbox="2190 619 2659 968">  <p style="text-align: center;">写真 4.2-2 オオキンケイギク</p> </div> </div> <p><b>(2) 河川管理施設の維持管理</b>                  河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、平常時の河川巡視や点検の実施により異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行うとともに、老朽化対策を実施することにより施設の機能の維持に努めます。                  なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に適切な維持管理がなされるように施設管理者を指導します。</p> <p><b>① 護岸、堤防</b>                  堤防のクラック、護岸の目地切れや沈下、ブロックの脱落、はらみ出し等は、堤防・護岸の機能に支障が生じる原因となることから、発見した場合には必要な対策を実施します。</p> <p><b>② 樋門・樋管等</b>                  樋門・樋管等は出水時に確実に作動するように点検を実施します。コンクリートの劣化、沈下、クラック等、施設の機能に支障が生じる原因を発見した場合には必要な対策を実施します。                  また、洪水時において操作を行う必要がある水門・樋門等の施設については、的確な操作が実施できるよう操作環境の改善及び操作の自動化を推進します。</p> <p><b>③ ダム</b>                  ダム貯水池について巡視、堆砂測量及び水質のモニタリング等を行い、貯水池の状況を</p>

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
	<p>把握するとともに、ダム本体について漏水量及び揚圧力等の測定を行います。また、観測設備、警報設備及び放流設備等についても定期的な点検を行い、ダム機能の維持管理に努めます。</p> <p><b>(3) 河川敷地の維持管理</b></p> <p><b>① 河川敷地の適正な利用</b></p> <p>河川敷地を良好な環境に保つため、占有者に対しては、施設の維持・点検・修復、安全面での管理体制及び緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理に努めます。</p> <p><b>② 不法投棄対策</b></p> <p>不法投棄は河川環境を悪化させるため、河川巡視を行うとともに、関係機関と連携し適切に対応します。</p>

旧（平成 18 年 5 月認可）



写真-6 布部ダム

表-3.2.1 布部ダムの概要

河川名	位置	型式	ダムの規模 (堤高) (m)	総貯水容量 (千 m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	湛水面積 (km <sup>2</sup> )
飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部 右岸：同上	重力式 コンクリートダム	約 56	約 7,100	約 70	約 0.4



写真-7 山佐ダム

表-3.2.2 山佐ダムの概要

河川名	位置	型式	ダムの規模 (堤高) (m)	総貯水容量 (千 m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	湛水面積 (km <sup>2</sup> )
飯梨川	左岸：安来市広瀬町上山佐 右岸：同上	重力式 コンクリートダム	約 56	約 5,050	約 19	約 0.3

新（第 1 回変更）

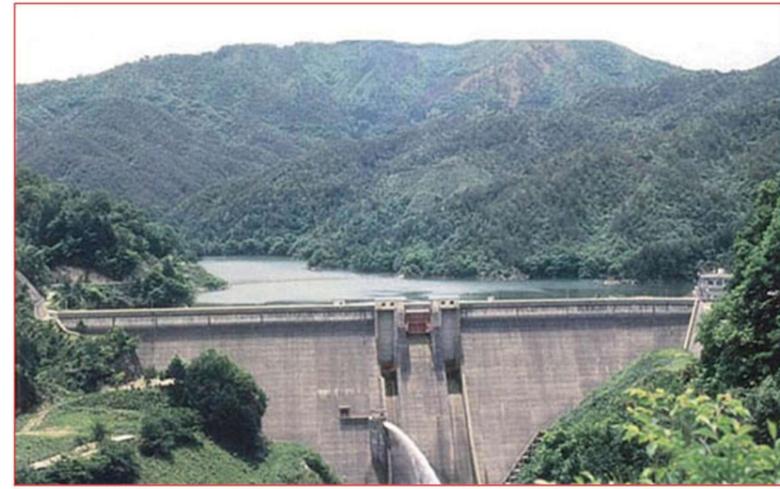


写真 4.2-3 布部ダム

表 4.2-1 布部ダムの概要

河川名	位置	形式	ダムの規模 (堤高) (m)	総貯水容量 (千 m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	湛水面積 (km <sup>2</sup> )
飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部 右岸：同上	重力式 コンクリートダム	約 56	約 7,100	約 70	約 0.4



写真 4.2-4 山佐ダム

表 4.2-2 山佐ダムの概要

河川名	位置	形式	ダムの規模 (堤高) (m)	総貯水容量 (千 m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	湛水面積 (km <sup>2</sup> )
山佐川	左岸：安来市広瀬町上山佐 右岸：同上	重力式 コンクリートダム	約 56	約 5,050	約 19	約 0.3

旧（平成18年5月認可）

3.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川にかかる調査・研究等の推進

- ・継続して水文観測を行い、データを蓄積し、河川管理に役立てます。
- ・多自然型川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施行に関しては、関係機関の協力を得ながら、学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することに努めます。
- ・災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量、水位やダム諸量等のデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」等を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供します。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・川づくりの検討委員会などを通じて河川に関する自由な意見を募ることにより、地域の意見を反映した河川整備に努めます。
- ・将来にわたって、良好な河川環境を引き継いでいくため、子どもを含めた地域住民に対して、川に対する関心が高まるよう地元自治会や関係市町村等と連携して河川愛護の普及、啓発や草刈、清掃等の河川美化活動の支援に努めます。
- ・水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等について調整を図ります。
- ・治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。
- ・洪水氾濫の恐れがある場合や発生時には、水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

新（第1回変更）

5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

5.1 河川情報の提供

多様化する流域住民のニーズに応えるため、河川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することによって、河川愛護の普及や河川整備に広く理解が得られるよう努めます。

災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した雨量・水位観測局のデータやダム諸量等のデータ、河川監視カメラの映像を収集、管理するとともに、インターネット、携帯端末、ケーブルテレビ、地上デジタル放送（データ放送）等を通じて、流域住民にリアルタイムでの河川に関する情報提供や、近年の浸水状況を踏まえ必要な箇所に水位計、河川監視カメラを整備し、防災情報を充実します。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定及び公表を進めます。さらに関係市と連携して、非常時の危険箇所や避難場所等を示したハザードマップの普及推進を行うとともに、各地区で実施されている地域住民による防災活動等とも連携しながら住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援します。



図 5.1-1 しまね防災情報ホームページ  
(<https://www.bousai-shimane.jp>)



図 5.1-2 島根県水防情報システム

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<p style="text-align: center;">&lt;対比のため再掲&gt;</p> <p>3.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>(1) 河川にかかる調査・研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して水文観測を行い、データを蓄積し、河川管理に役立てます。</li> <li>多自然型川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施行に関しては、関係機関の協力を得ながら、学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。</li> </ul> <p>(2) 河川情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することに努めます。</li> <li>災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量、水位やダム諸量等のデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」等を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供します。</li> </ul> <p>(3) 地域や関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川づくりの検討委員会などを通じて河川に関する自由な意見を募ることにより、地域の意見を反映した河川整備に努めます。</li> <li>将来にわたって、良好な河川環境を引き継いでいくため、子どもを含めた地域住民に対して、川に対する関心が高まるよう地元自治会や関係市町村等と連携して河川愛護の普及、啓発や草刈、清掃等の河川美化活動の支援に努めます。</li> <li>水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。</li> <li>流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等について調整を図ります。</li> <li>治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。</li> <li>洪水氾濫の恐れがある場合や発生時には、水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。</li> </ul>	<p>5.2 地域や関係機関との連携</p> <p>(1) 流域治水協議会</p> <p>気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するため、令和 2 年 7 月に「斐伊川水系流域治水協議会」を設立し、令和 3 年 3 月に流域全体で実施すべき対策をまとめた「斐伊川水系流域治水プロジェクト」を策定及び公表しました。</p> <p>協議会は、各機関の取り組みに対する実施状況を確認するとともに、必要に応じてプロジェクトを見直すなど、継続的にフォローアップしながら流域治水に取り組みます。</p> <p>(2) 河川愛護活動の支援</p> <p>斐伊川水系中海支川域の各河川は、地域の身近な自然環境として優れた自然体験の場であり、また、地域の歴史・文化に触れる場であるとともに、河川美化活動等を通じて社会のルールやマナーを学ぶ場でもあります。斐伊川水系中海支川域の良好な河川環境を後世に引き継いでいくため、川に対する関心が高まるよう「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」などを通じて、地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援、地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援に努めます</p> <p>(3) 学識経験者等との連携</p> <p>多自然川づくりをはじめとして、河川整備の設計・施行に関しては、継続的な生物調査等を行い、関係機関の協力を得ながら、必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。また、指定文化財及び埋蔵文化財が密集して存在することから、これらへの影響を最小限に止めるよう努めます。</p> <p>(4) 緊急時における対応</p> <p>河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、減災対策協議会<sup>注1)</sup>を通じて平常時から防災意識の向上を図り、関係機関と連携して河川水位や雨量情報などの取得方法を流域住民に周知します。また、関係市との連携による水防活動の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等、関係機関や自主防災組織、地域住民等と協力して総合的な被害軽減対策を講じます。</p> <p>洪水氾濫のおそれがある場合や発生時には、流域内の関係市や自主防災組織など水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、渇水時には国土交通省と連携し河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。</p> <p>水質事故が発生した場合は、「斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会」及び「島根県水質汚濁防止連絡協議会」を通じて事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び市や国土交通省などの関係機関と協力して行います。</p> <p>注 1) 減災対策協議会：堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係機関が連携及び協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に設立した協議会。</p>

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）
<div data-bbox="1181 247 1448 304" style="border: 1px solid blue; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     &lt;対比のため再掲&gt;                 </div> <p>3.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>(1) 河川にかかる調査・研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して水文観測を行い、データを蓄積し、河川管理に役立てます。</li> <li>多自然型川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施行に関しては、関係機関の協力を得ながら、学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。</li> </ul> <p>(2) 河川情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することに努めます。</li> <li>災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量、水位やダム諸量等のデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」等を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供します。</li> </ul> <p>(3) 地域や関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川づくりの検討委員会などを通じて河川に関する自由な意見を募ることにより、地域の意見を反映した河川整備に努めます。</li> <li>将来にわたって、良好な河川環境を引き継いでいくため、子どもを含めた地域住民に対して、川に対する関心が高まるよう地元自治会や関係市町村等と連携して河川愛護の普及、啓発や草刈、清掃等の河川美化活動の支援に努めます。</li> <li>水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。</li> <li>流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等について調整を図ります。</li> <li>治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。</li> <li>洪水氾濫の恐れがある場合や発生時には、水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。</li> </ul>	<p>(5) 施設管理者や他機関との調整</p> <p>関係市と連携し、必要に応じて総合的な治水対策を実施し、外水や内水の氾濫による被害の軽減を図ります。</p> <p>布部ダムと山佐ダムでは利水者との協力のもと、利水のための貯水を事前に放流し一時的に治水の容量を確保する事前放流により洪水機能の強化を図ります。</p> <p>流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図ります。また、関係機関との連携により、特定外来生物の生息・生育状況の把握に努めます。</p> <p>取水堰等の許可工作物については、治水上の安全性を保持するため、施設管理者に対し適切に管理するよう指導します。また、施設の新築や改築にあたっては、生物の多様性及び環境、景観の保全にも配慮するよう指導します。</p> <p>兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。</p> <p>(6) 地域が一体となった取り組み</p> <p>良好な水資源の確保や県土保全を担う森林等をはじめ、斐伊川水系中海支川域の自然環境が地域共有の財産であるという認識のもとに、河川整備、河川の利用ならびに河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握し、地域と一体となった河川整備の推進に努めます。</p> <p>斐伊川水系の良好な水質を確保していくためには、行政、事業者、住民及び民間団体等が一体となって、水環境保全に対する意識の向上を図ることが重要です。また、水質浄化へ向けた意識を高め、洗剤の適正量使用や廃油・米のとぎ汁等を流さないなど、誰でもすぐに行える水質浄化対策を、住民一人一人が取り組んでいくことが必要です。</p>

斐伊川水系中海支川域河川整備計画（本文）新旧対比表

旧（平成 18 年 5 月認可）	新（第 1 回変更）																																										
<p>「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図、2 万 5 千分 1 地形図を複製したものである。（承認番号 平 18 中複 第 73 号）」</p> <p>承認図面一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ページ</th> <th style="width: 15%;">図 番</th> <th style="width: 75%;">タイトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>図-2.1.1</td> <td>対象区間位置図</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>図-3.1.1</td> <td>施行位置図</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>図-3.1.2(2)</td> <td>飯梨川下流工区平面図</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>図-3.1.2(5)</td> <td>飯梨川上流工区平面図</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>図-3.1.2(9)</td> <td>吉田川平面図</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>図-3.1.2(13)</td> <td>木戸川平面図</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>図-3.1.2(17)</td> <td>田頼川平面図</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">巻末</p>	ページ	図 番	タイトル	13	図-2.1.1	対象区間位置図	16	図-3.1.1	施行位置図	18	図-3.1.2(2)	飯梨川下流工区平面図	20	図-3.1.2(5)	飯梨川上流工区平面図	23	図-3.1.2(9)	吉田川平面図	26	図-3.1.2(13)	木戸川平面図	29	図-3.1.2(17)	田頼川平面図	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; margin-bottom: 10px;">                 ※出典は各ページに記載             </div> <p style="color: red; margin-bottom: 5px;">（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; color: red;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">決 定 及 び 改 定 の 経 過</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">決定</td> <td>決定</td> <td>H18.5.31</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>H18.5.31</td> </tr> <tr> <td>第 1 回変更</td> <td>決定  施行</td> <td></td> <td>                     主な改訂内容                      ・ 施行場所の追加（田頼川、津田平川、蛇喰川）                      ・ 施行区間の変更（吉田川）                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">巻末</p>	決 定 及 び 改 定 の 経 過				区分	事項	年月日	備 考	決定	決定	H18.5.31		施行	H18.5.31	第 1 回変更	決定  施行		主な改訂内容 ・ 施行場所の追加（田頼川、津田平川、蛇喰川） ・ 施行区間の変更（吉田川）
ページ	図 番	タイトル																																									
13	図-2.1.1	対象区間位置図																																									
16	図-3.1.1	施行位置図																																									
18	図-3.1.2(2)	飯梨川下流工区平面図																																									
20	図-3.1.2(5)	飯梨川上流工区平面図																																									
23	図-3.1.2(9)	吉田川平面図																																									
26	図-3.1.2(13)	木戸川平面図																																									
29	図-3.1.2(17)	田頼川平面図																																									
決 定 及 び 改 定 の 経 過																																											
区分	事項	年月日	備 考																																								
決定	決定	H18.5.31																																									
	施行	H18.5.31																																									
第 1 回変更	決定  施行		主な改訂内容 ・ 施行場所の追加（田頼川、津田平川、蛇喰川） ・ 施行区間の変更（吉田川）																																								

